

就労系障害福祉サービス施策の動向

令和 7 年度関東社会就労センター協議会 研究大会inNAGANO

令和 7 年 1 0 月 2 日

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部 障害福祉課

就労支援専門官 荒井 康平

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1

1. 障害者の就労支援について
2. 就労選択支援の概要
3. 参考

就労支援施策の対象となる障害者数／地域の流れ

障害者総数**約1,165万人**（※1）中、18歳～64歳の在宅者数**約487万人**（※2）

（内訳：身体423.0万人、知的 126.8万人、精神614.8万人）

（内訳：身体99.5万人、知的 66.9万人、精神320.7万人）

※1 身体障害者数及び知的障害者数は、生活のしづらさなどに関する調査及び社会福祉施設等調査等による身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数等を元に算出した推計値、精神障害者数は、患者調査を元に算出した推計値。このほか、就労支援施策については、難病患者等が対象になる。

※2 身体障害者数及び知的障害者数については18歳～65歳未満、精神障害者数については20歳～65歳未満。

一般就労への
移行の現状

- ① 特別支援学校から一般企業への就職が**約 29.6%** 就労系障害福祉サービスの利用が**約 33.3%**
- ② 就労系障害福祉サービスから一般企業への就職は、年々増加し、**令和5年は約2.7万人**が一般就労への移行を実現

大学・専修学校への進学等

障害福祉サービス

- ・就労移行支援 約 3.6万人
 - ・就労継続支援A型 約 9.0万人
 - ・就労継続支援B型 約35.3万人
- （令和6年3月）

就労系障害福祉サービス
から一般就労への移行

1,288人/ H15	1.0
2,460人/ H18	1.9 倍
3,293人/ H21	2.6 倍
4,403人/ H22	3.4 倍
5,675人/ H23	4.4 倍
7,717人/ H24	6.0 倍
10,001人/ H25	7.8 倍
10,920人/ H26	8.5 倍
11,928人/ H27	9.3 倍
13,517人/ H28	10.5倍
14,845人/ H29	11.5倍
19,963人/ H30	15.5倍
21,919人/ R1	17.0倍
18,599人/ R2	14.4倍
21,380人/ R3	16.6倍
24,426人/ R4	19.0倍

26,586人/ R5 20.6倍

企業等

雇用者数

約67.7万人

（令和6年6月1日）

※40.0人以上企業

※身体、知的、精神
（精神は手帳所有者に限る）

ハローワークからの
紹介就職件数

110,756件

※A型：29,081件

（令和5年度）

12,809人/年

（うち就労系障害福祉サービス **6,881人**）

就職

639人/年

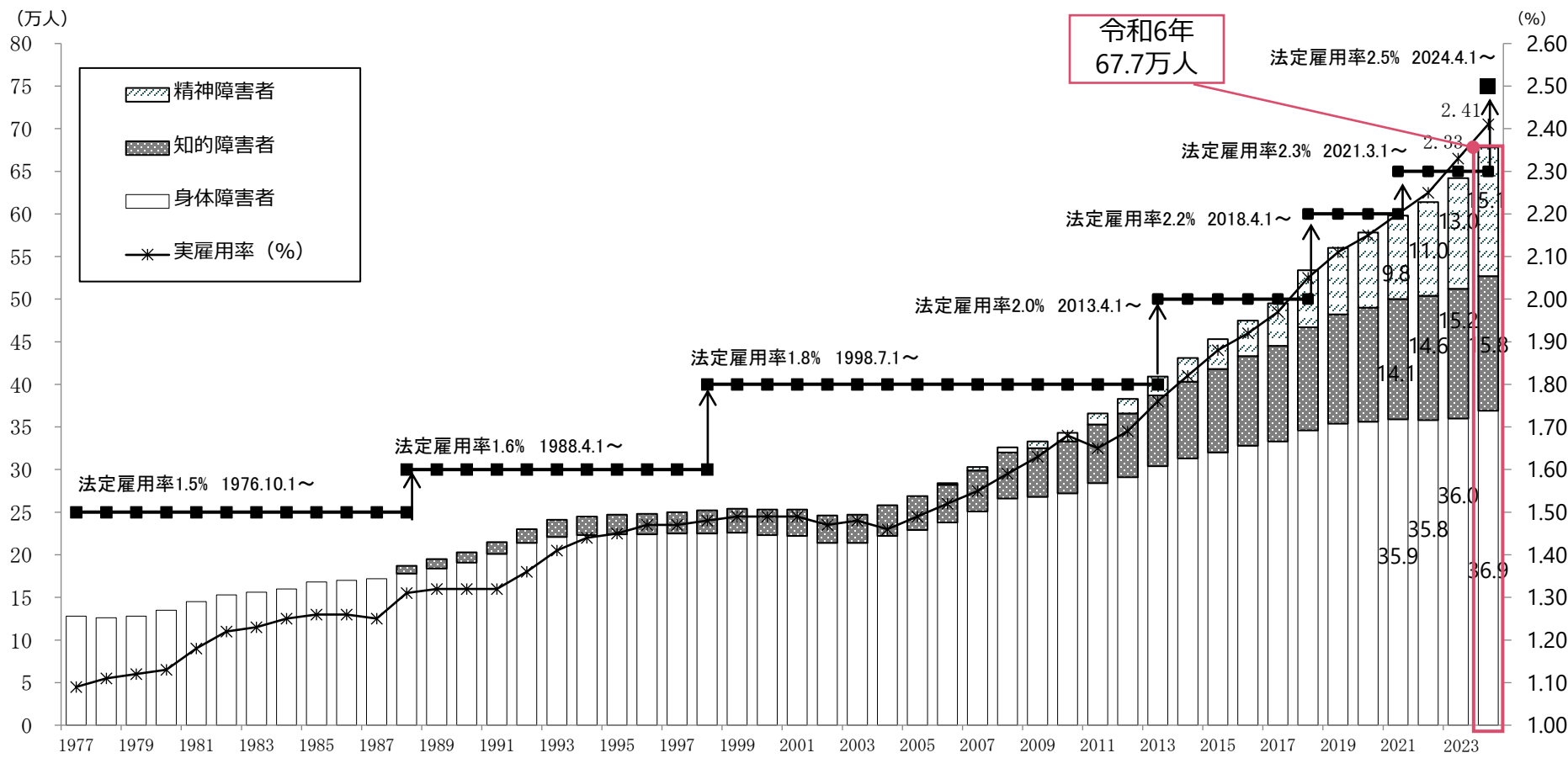
特別支援学校

卒業生20,641人（令和6年3月卒）

就職 **6,115人/年**

障害者雇用の状況

- 民間企業の雇用状況（2024年6月1日現在）
雇用者数 67.7万人（身体障害者36.9万人、知的障害者15.8万人、精神障害者15.1万人）
実雇用率 2.41% 法定雇用率達成企業割合 46.0%
- 雇用者数は21年連続で過去最高を更新。障害者雇用は着実に進展。

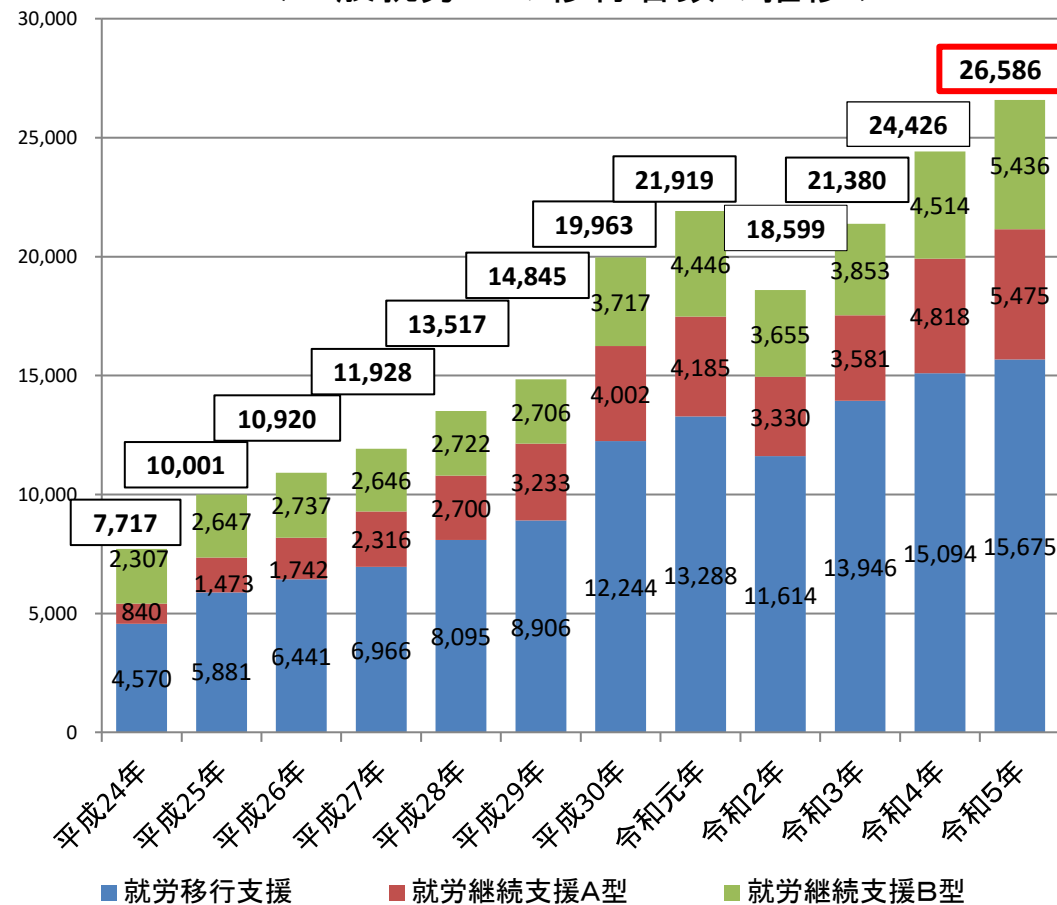


出典：障害者雇用状況の集計結果

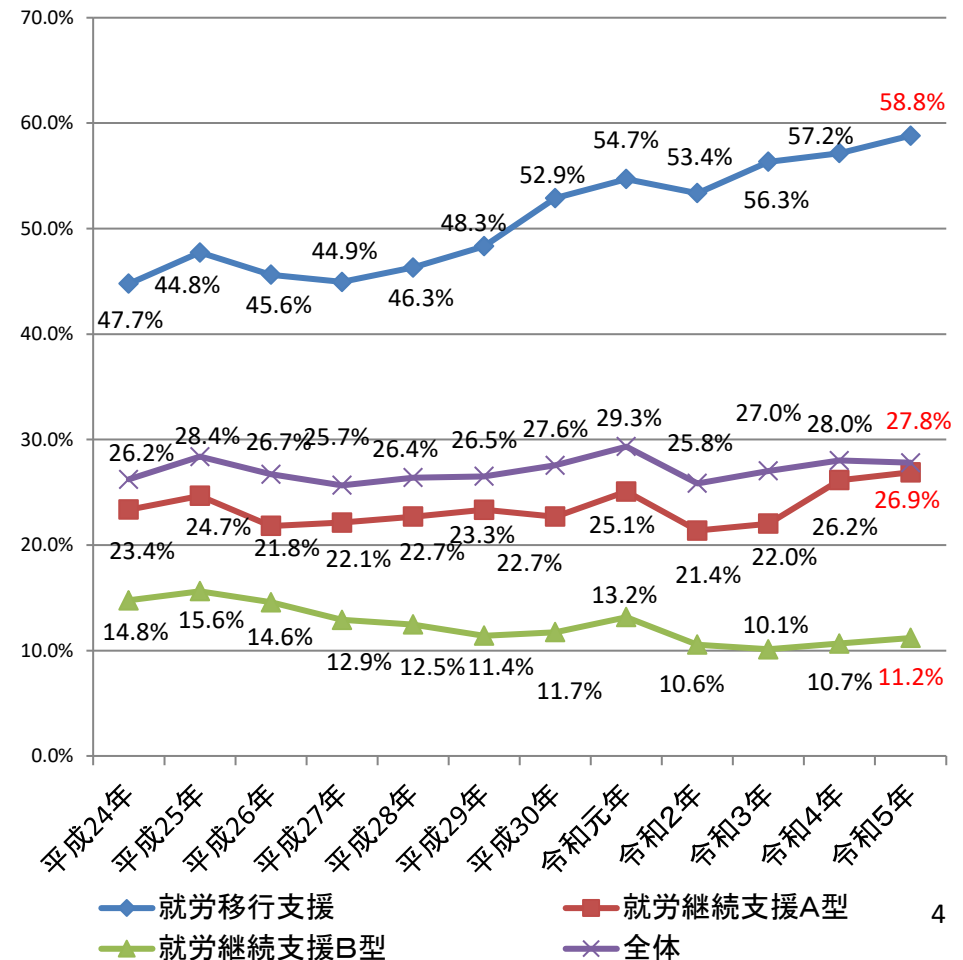
一般就労への移行者数・移行率の推移(事業種別)

- 就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は、令和5年においては前年比約9%増となり、約2.7万人であった。
- 令和5年におけるサービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型において前年より増加している。

＜一般就労への移行者数の推移＞



＜サービス利用終了者に占める一般就労への移行者割合の推移＞



【出典】社会福祉施設等調査(各年の移行者数は、当該年の10月1日時点における前年1年間の実績)

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス

	就労移行支援事業 (規則第6条の9)	就労継続支援A型事業 (規則第6条の10第1項)	就労継続支援B型事業 (規則第6条の10第2項)	就労定着支援事業 (規則第6条の10の4)
事業概要	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。 (標準利用期間:2年) ※ 必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。 (利用期間:制限なし)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。 (利用期間:制限なし)	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用され、就労移行支援等の職場定着の義務・努力義務である6月を経過した者に対して、就労の継続を図るために、障害者を雇用した事業所、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、障害者が雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行う。 (利用期間:3年)
対象者	① 企業等への就労を希望する者 ② <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u> ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者 ③ 就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u> ※平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。	① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者 ④ <u>通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者(R4障害者総合支援法改正法により新設)</u>	① 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
事業所数	2,828事業所 (国保連データ令和7年2月)	4,371事業所 (国保連データ令和7年2月)	18,621事業所 (国保連データ令和7年2月)	1,710事業所 (国保連データ令和7年2月)
利用者数	36,815人 (国保連データ令和7年2月)	84,808人 (国保連データ令和7年2月)	383,882人 (国保連データ令和7年2月)	18,510人 (国保連データ令和7年2月)

就労移行支援

○対象者

- 一般就労等を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等が見込まれる障害者
- 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 休職者については、所定の要件を満たす場合に利用が可能であり、復職した場合に一般就労への移行者として取り扱う。
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労移行支援の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能

○サービス内容

- 一般就労等への移行に向けて、事業所内での作業等を通じた就労に必要な訓練、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援等を実施
- 通所によるサービスを原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、職場実習等によるサービスを組み合わせた支援を実施
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月)内で利用期間を設定
 - ※ 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 } 6:1以上
- 生活支援員 }
- 就労支援員 → 15:1以上

○報酬単価（平成30年報酬改定以降、定員規模別に加え、就職後6月以上定着した割合が高いほど高い基本報酬）

基本報酬

<定員20人以下の場合>

報酬区分		基本報酬
就職後6月 以上定着率	5割以上	1,210単位/日
	4割以上5割未満	1,020単位/日
	3割以上4割未満	879単位/日
	2割以上3割未満	719単位/日
	1割以上2割未満	569単位/日
	0割超1割未満	519単位/日
	0	479単位/日



主な加算

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

移行準備支援体制加算 41単位

⇒施設外支援として職員が同行し、企業実習等の支援を行った場合

地域連携会議実施加算 583単位/回

⇒支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。

※ R3年新設

※サービス管理責任者が会議に参加せず、職業指導員、生活支援員又は就労支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、408単位/回

就労支援関係研修修了加算 6単位

⇒就労支援関係の研修修了者を就労支援員として配置した場合

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒Ⅰ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒Ⅱ:社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師、作業療法士を追加

⇒Ⅲ:常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

※ 上表以外に、あん摩等養成事業所である場合の設定、定員に応じた設定あり
(21人以上40人以下、41人以上60人以下、61人以上80人以下、81人以上)

○事業所数

2,828 (国保連令和 7 年 2 月実績)

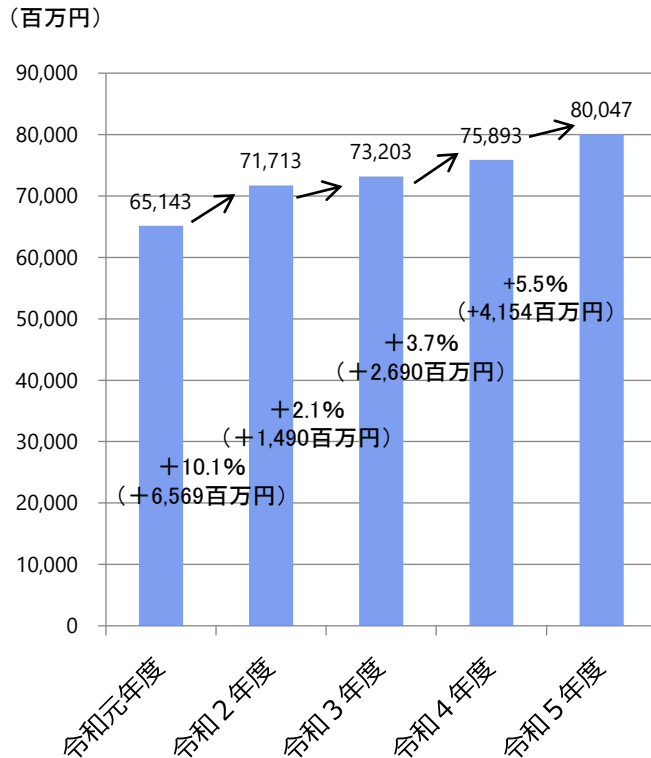
○利用者数

36,815 (国保連令和 7 年 2 月実績) 6

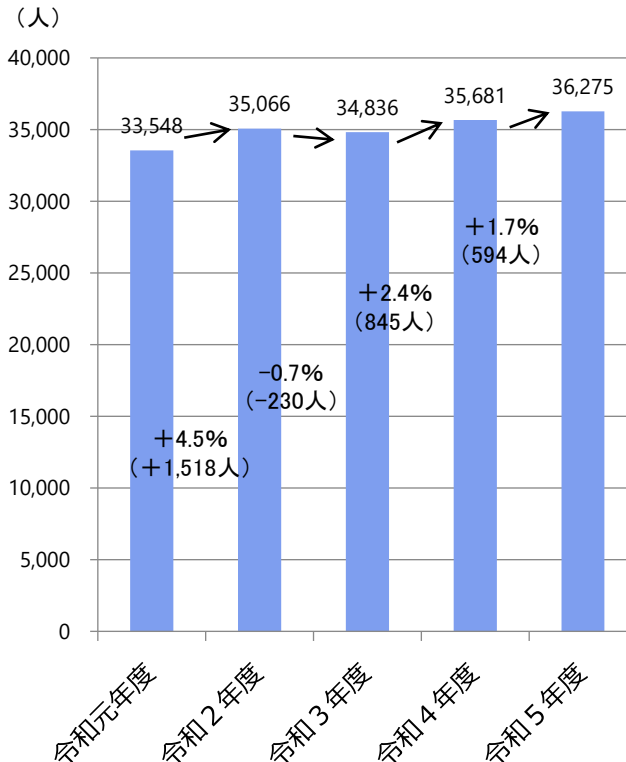
就労移行支援の現状

- 就労移行支援の令和5年度費用額は約800億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約2.8%を占めている。
- 事業所数については平成30年度より減少傾向にある。

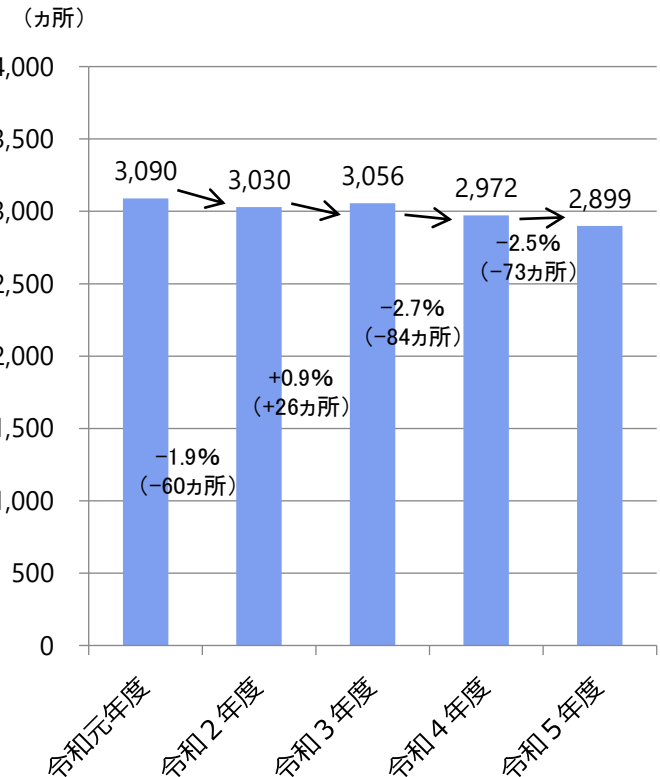
総費用額の推移



利用者数の推移



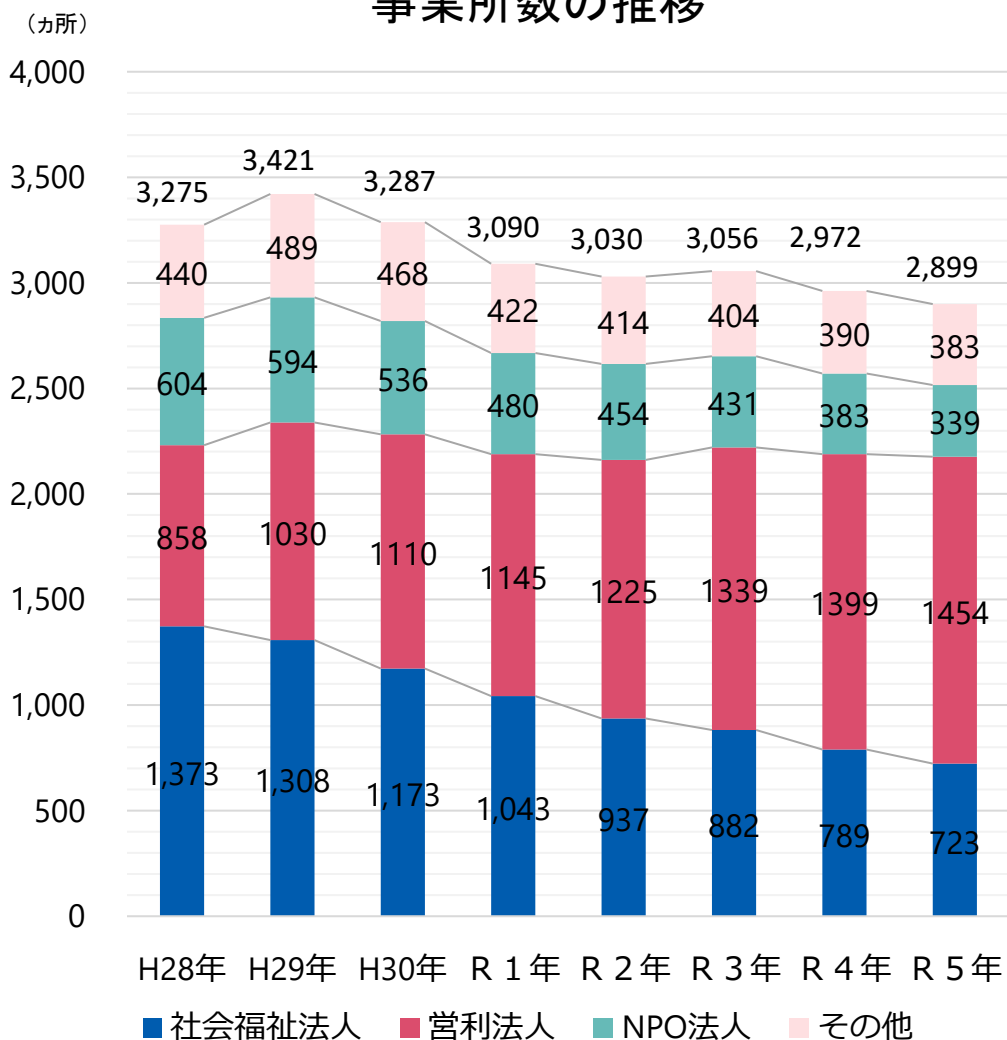
事業所数の推移



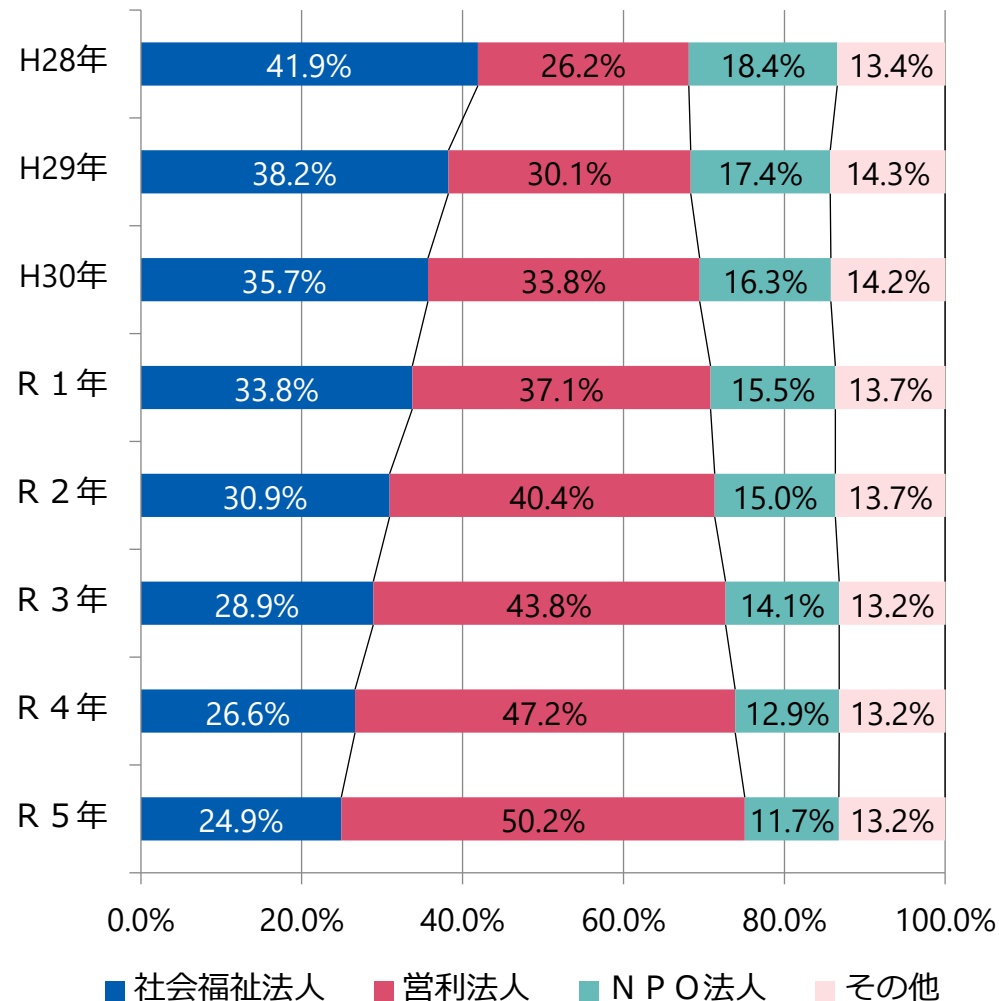
就労移行支援事業所の設置主体別の状況

○ 就労移行支援事業の事業所数は平成30年度より減少傾向にあり、事業所の設置主体を見ると、社会福祉法人等が設置する事業所は減少し、営利法人が設置する事業所が増加している。

事業所数の推移



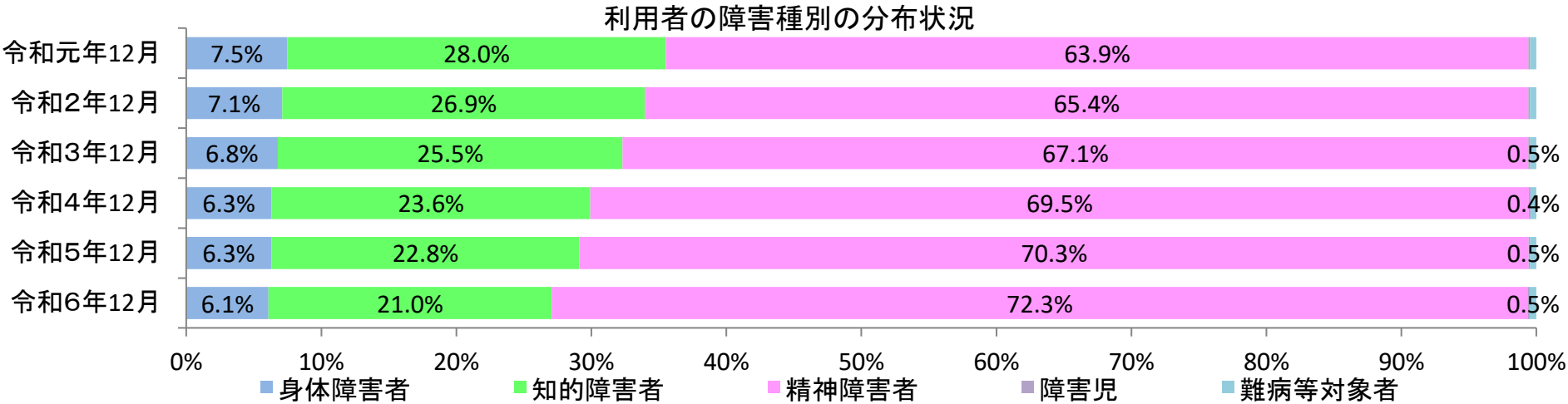
設置主体別割合の推移



【出典】国保連データ(各年度とも3月サービス提供分)

利用者の障害種別分布状況(就労移行支援)

- 身体障害者、知的障害者の利用割合は減少傾向にある。
- 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者の7割以上を占める。



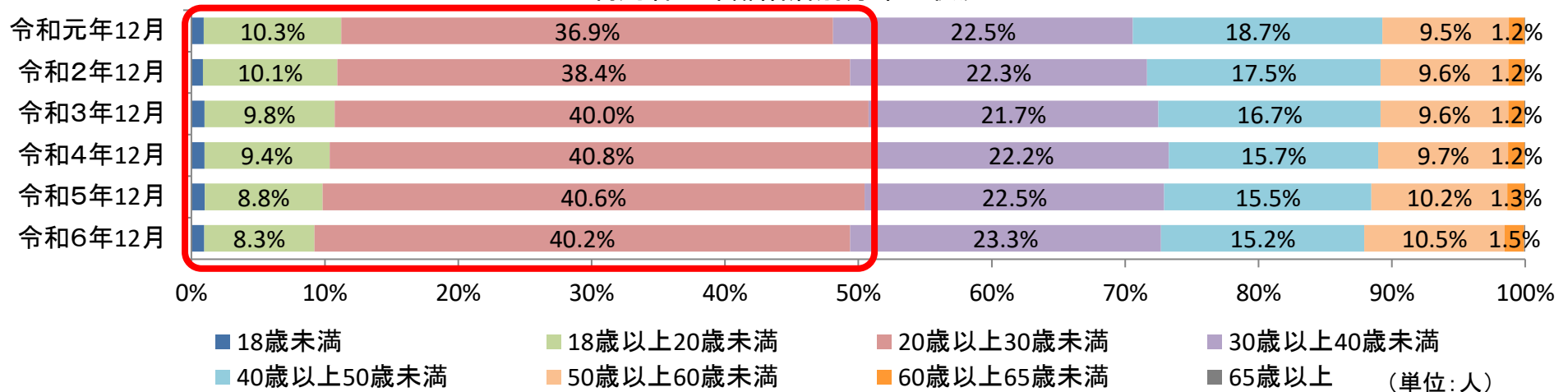
(単位:人)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
R1.12	2,527	9,474	21,589	41	158	33,789
R2.12	2,480	9,369	22,823	40	169	34,881
R3.12	2,378	8,963	23,552	52	160	35,105
R4.12	2,240	8,392	24,697	42	172	35,543
R5.12	2,309	8,367	25,777	41	173	36,667
R6.12	2,269	7,809	26,926	58	187	37,249

利用者の年齢階層別分布状況

- 年齢階層別に利用者の分布を見ると、30歳未満の利用者が約5割を占めている。
- 利用者の年齢階層別の分布は、50歳以上60歳未満は微増傾向にある。

利用者の年齢階層別分布の状況



	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
R1.12	313	3,483	12,454	7,598	6,321	3,204	400	16	33,789
R2.12	300	3,516	13,409	7,762	6,107	3,345	423	19	34,881
R3.12	342	3,429	14,048	7,630	5,845	3,366	419	26	35,105
R4.12	346	3,334	14,485	7,883	5,578	3,461	437	19	35,543
R5.12	366	3,237	14,900	8,235	5,698	3,735	473	23	36,667
R6.12	356	3,075	14,961	8,679	5,680	3,919	548	31	37,249

就労継続支援A型

○ 対象者

- 通常の事業所に雇用される事が困難であって、適切な支援により雇用契約に基づく就労が可能な障害者
 - 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする障害者
- ※ 65歳に達する前5年間障害福祉サービスの支給決定を受けていた者で、65歳に達する前日において就労継続支援A型の支給決定を受けていた者は当該サービスについて引き続き利用することが可能。

○ サービス内容

- 通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者について、一般就労への移行に向けて支援
- 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。
- 最低賃金含め、労働関係法令の適用あり
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価（令和3年報酬改定以降、定員規模別、人員配置別に加え、算定されるスコアによって基本報酬を算定）

基本報酬

<定員20人以下、人員配置7.5：1の場合>

報酬区分		基本報酬
スコア	170点以上	791単位/日
	150点以上170点未満	733単位/日
	130点以上150点未満	701単位/日
	105点以上130点未満	666単位/日
	80点以上105点未満	533単位/日
	60点以上80点未満	419単位/日
	60点未満	325単位/日

主な加算

賃金向上達成指導員配置加算 15～70単位/日

※ 定員規模に応じた設定

就労移行支援体制加算 50～93単位/日

※ 定員、職員配置、基本報酬の報酬区分、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数に応じた設定 ※ R3～見直し

就労移行連携加算 1,000単位(1回に限り)

※ 就労移行支援に移行した者について、連絡調整等を行うとともに、支援の状況等の情報を相談支援事業者に対して提供している場合に加算 ※ R3～新設

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ) 15、10、6単位

⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合

⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合

※ H30～資格保有者に公認心理師を追加

⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算、訪問加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能



○ 事業所数

4,371（国保連令和 7 年 2月実績）

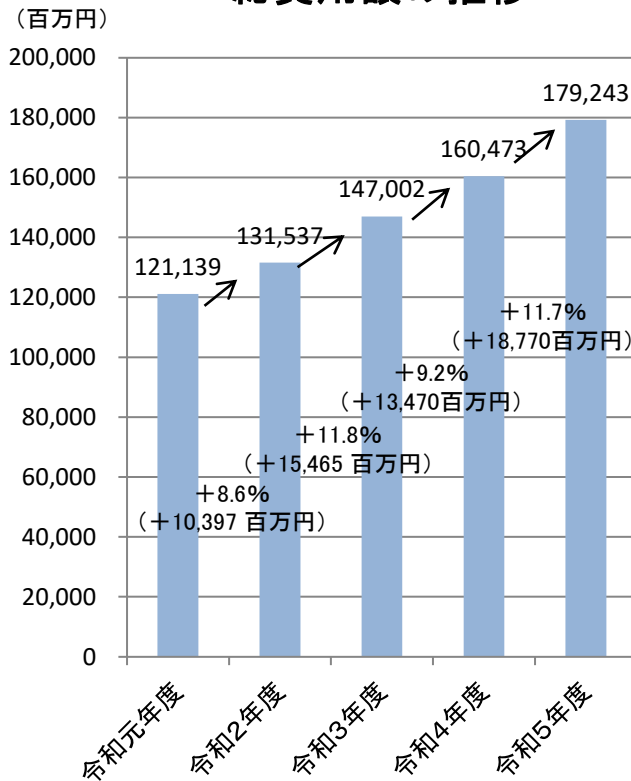
○ 利用者数

84,808（国保連令和 7 年 2月実績） 11

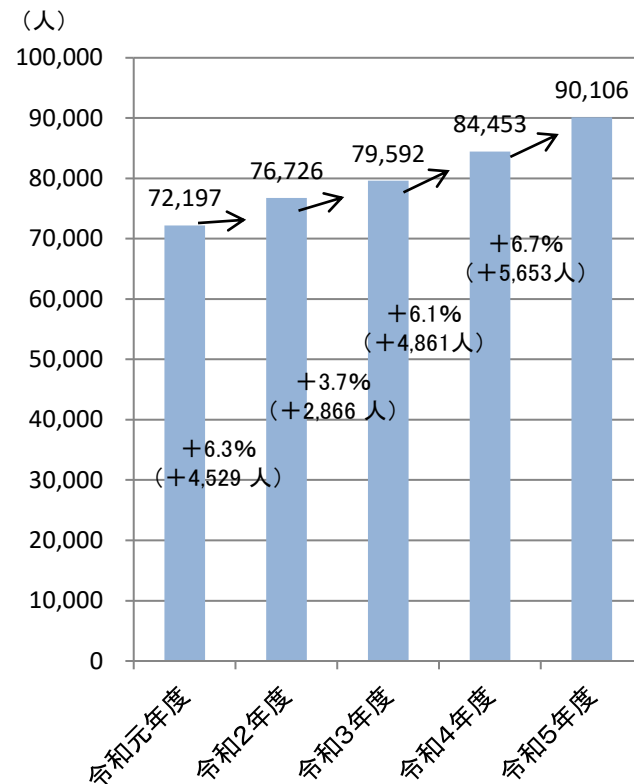
就労継続支援A型の現状

- 就労継続支援A型の令和5年度費用額は約1,792億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約6.2%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年増加している。

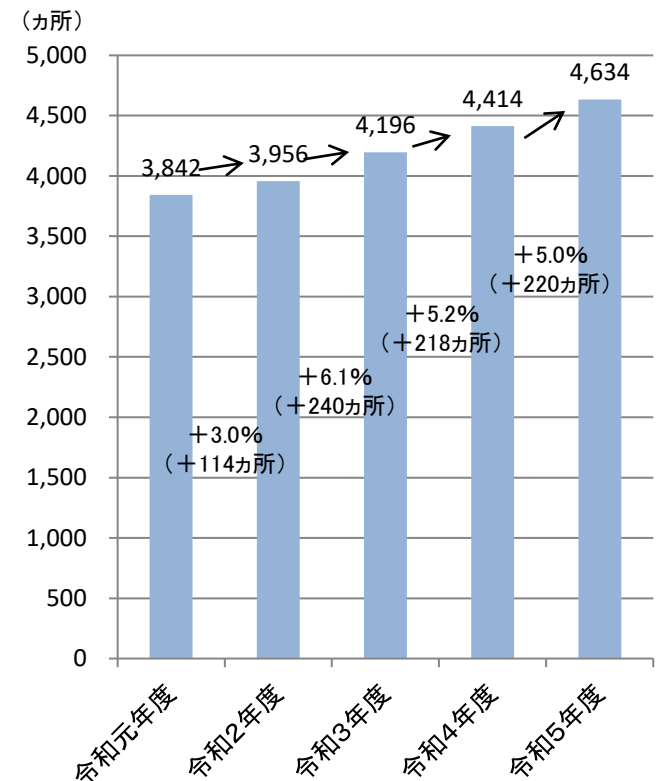
総費用額の推移



利用者数の推移

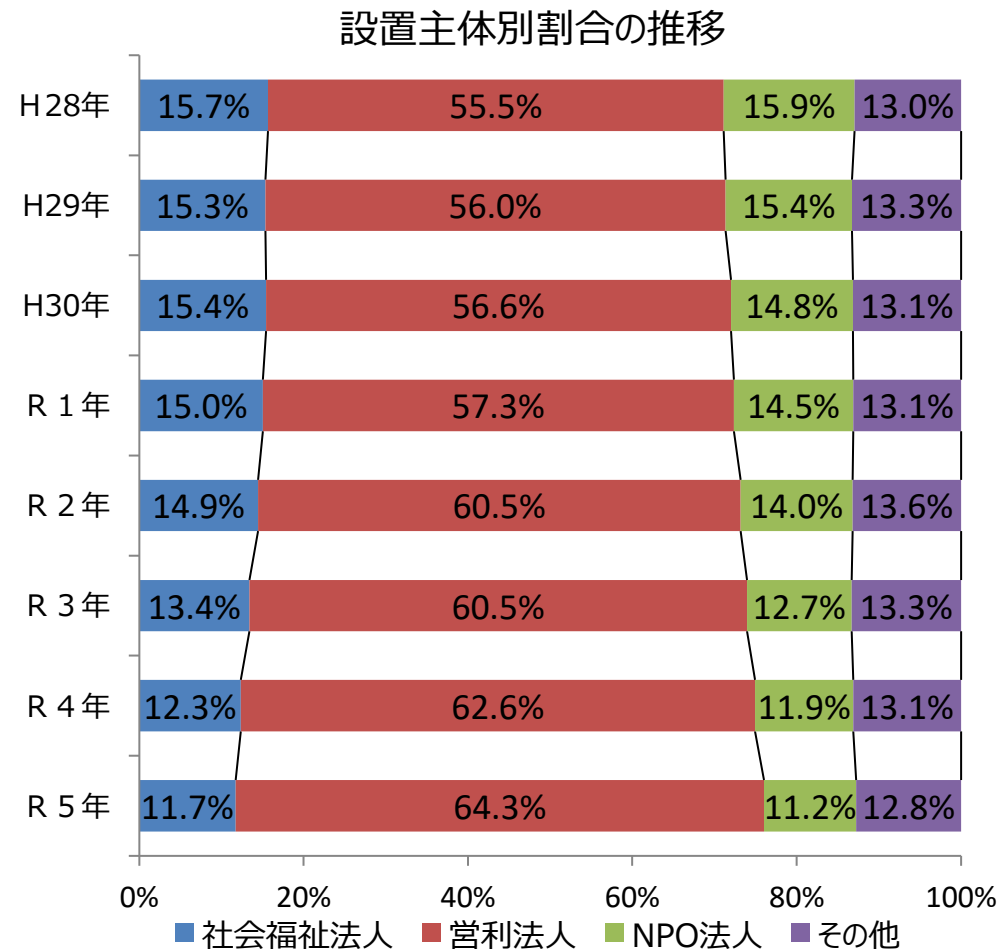
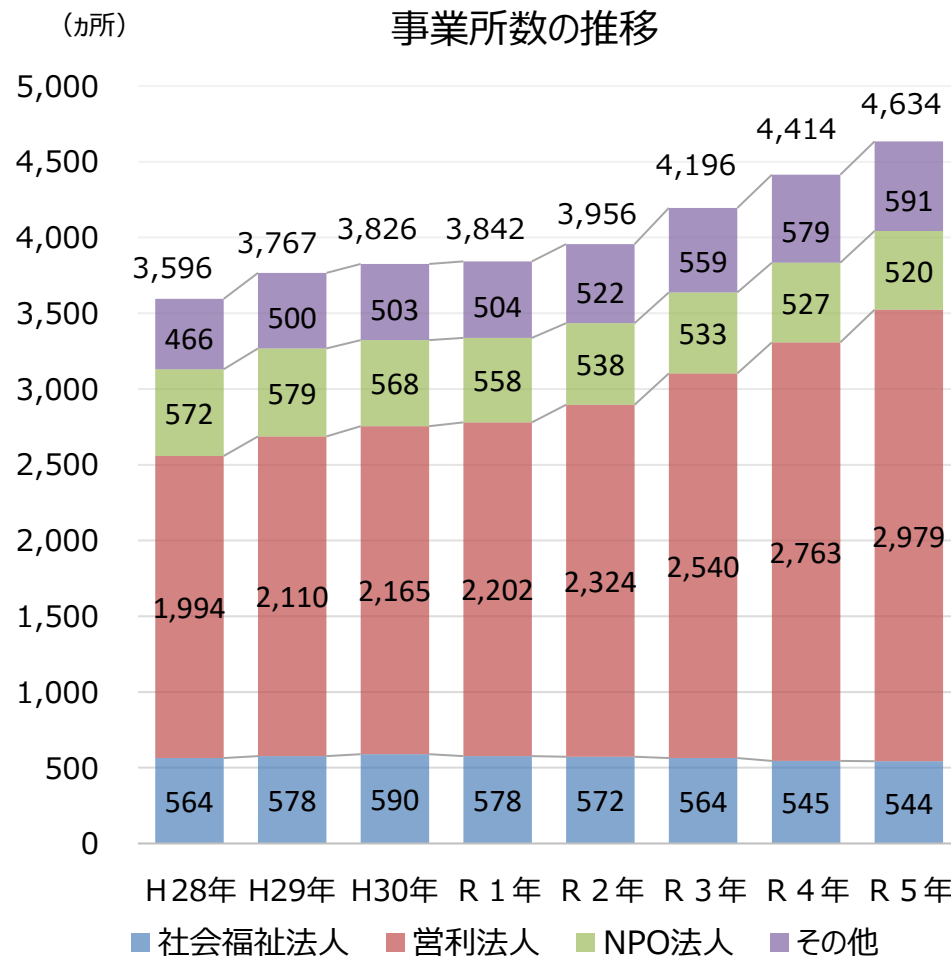


事業所数の推移



就労継続支援 A 型事業所の設置主体別の状況

- 設置主体別に就労継続支援A型事業所数の推移を見ると、営利法人が設置する事業所数が増加している。

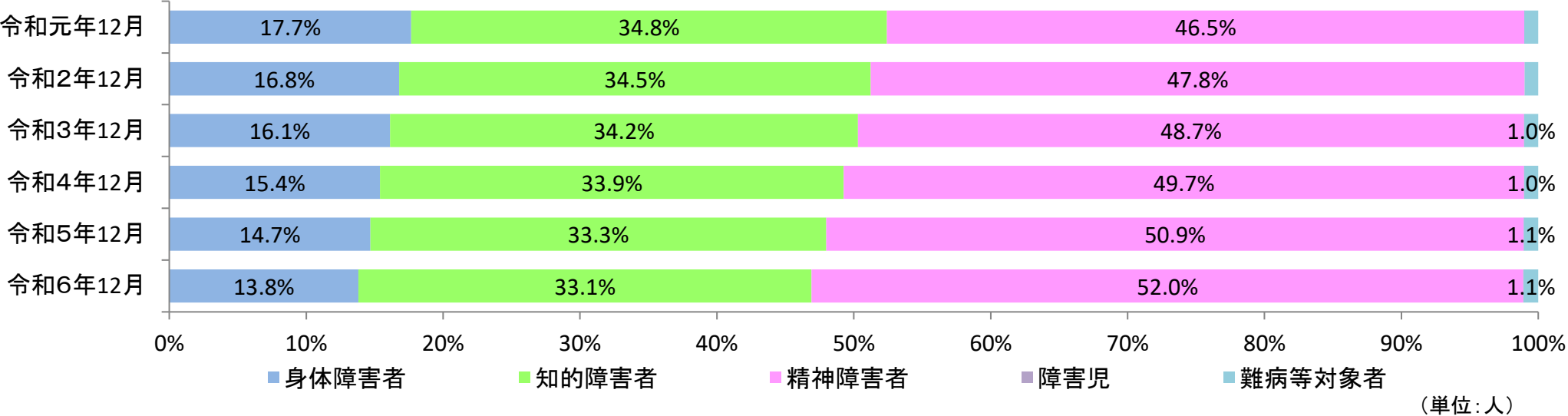


【出典】国保連データ（各年度とも3月サービス提供分）

就労継続支援A型利用者の障害種別分布状況

- 身体障害者、知的障害者の利用割合は減少傾向にある。
- 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者に占める割合が5割を超えている。

利用者の障害種別の分布状況

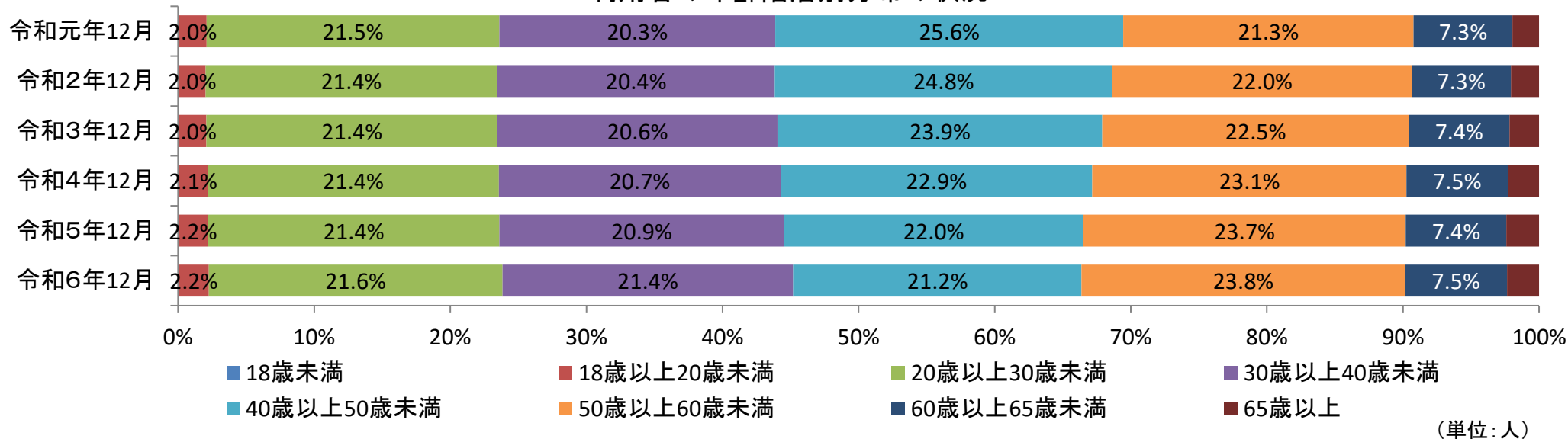


	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
R1.12	12,634	24,857	33,288	8	731	71,518
R2.12	12,673	26,004	36,050	5	750	75,482
R3.12	12,693	26,894	38,303	6	814	78,710
R4.12	12,775	28,102	41,253	8	852	82,990
R5.12	13,061	29,633	45,325	7	941	88,967
R6.12	11,761	28,170	44,253	11	921	85,116

就労継続支援A型利用者の年齢階層別分布状況

○ 年齢階層別の利用者分布の推移を見ると、50歳以上の利用者が増えてきており、利用者全体の半数以上が40歳以上である。

利用者の年齢階層別分布の状況



	18歳未満	18歳以上20歳未満	20歳以上30歳未満	30歳以上40歳未満	40歳以上50歳未満	50歳以上60歳未満	60歳以上65歳未満	65歳以上	合計
R1.12	35	1,465	15,386	14,499	18,274	15,256	5,205	1,398	71,518
R2.12	41	1,480	16,176	15,396	18,723	16,599	5,508	1,559	75,482
R3.12	40	1,598	16,829	16,198	18,779	17,723	5,824	1,719	78,710
R4.12	45	1,748	17,762	17,183	19,008	19,154	6,183	1,907	82,990
R5.12	35	1,963	19,038	18,555	19,567	21,094	6,600	2,115	88,967
R6.12	47	1,874	18,364	18,177	18,038	20,219	6,394	2,003	85,116

就労継続支援 A 型における生産活動の経営状況（令和 6 年 3 月末時点）

- 就労継続支援 A 型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている^(注)事業所は 3,864 事業所のうち 1,450 事業所（37.5%）

（注）就労継続支援 A 型事業所については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）第 192 条第 2 項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」こととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

【生産活動の経営状況】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,702	3,864	1,450	37.5%
(4,472)	(3,715)	(1,882)	(50.7%)

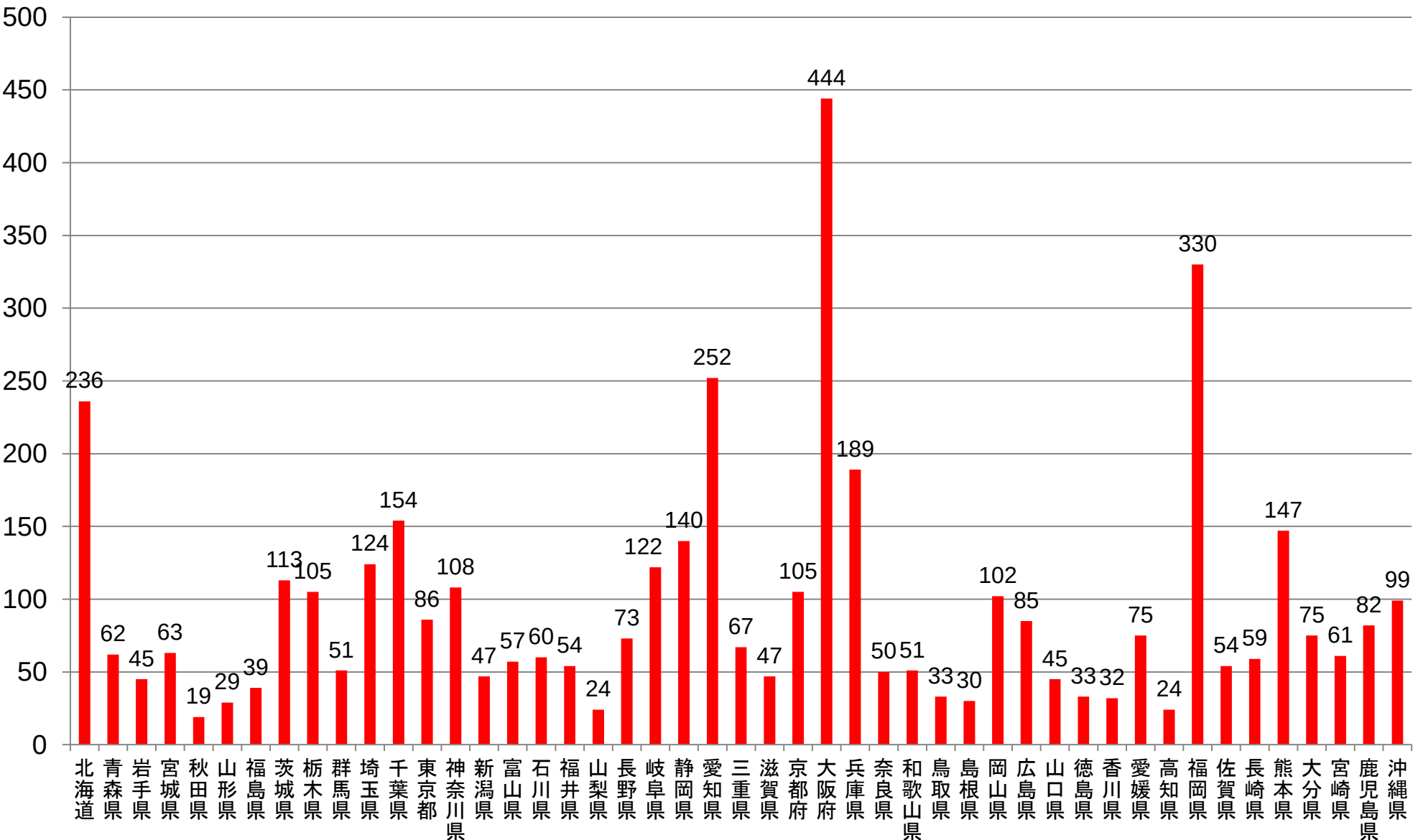
※ 1 （ ）内に昨年度の状況（令和 5 年 3 月末時点）を記載

※ 2 指定基準を満たしていない事業所（1,450）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は 1,340 事業所（提出率 92.4%）

※ 3 指定基準を満たしていない事業所（1,450）のうち、令和 5 年 3 月末時点も指定基準を満たしていない事業所は 1,090 事業所（75.2%）

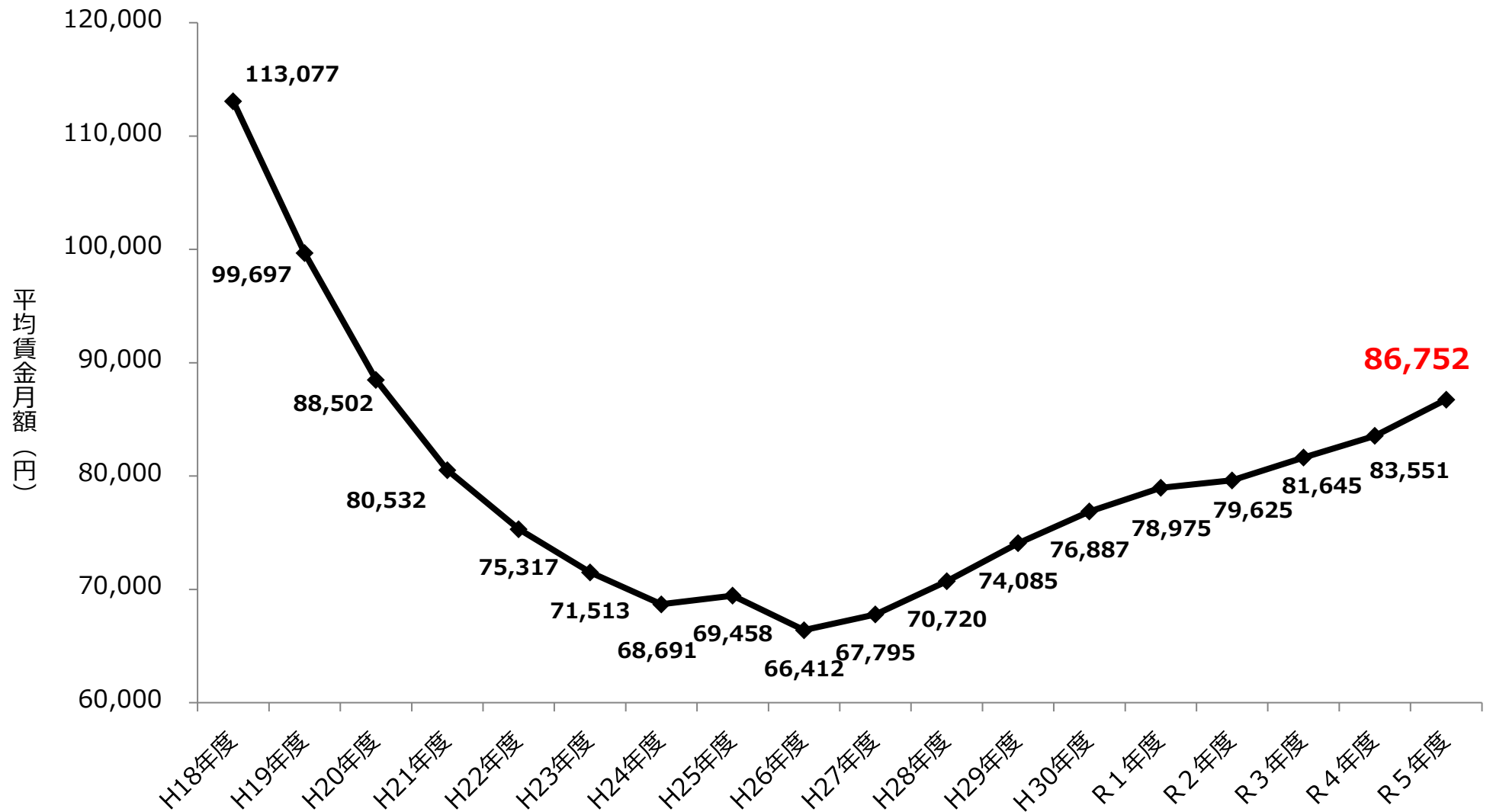
都道府県別就労継続支援(A型)事業所数

(カ所)



【出典】令和6年11月国保連データ

就労継続支援 A 型事業所における平均賃金月額推移



※ 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

就労継続支援 A 型 都道府県別平均賃金月額

(単位：円)

都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度	前年度比	都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度	前年度比
北海道	81,779	87,766	107.32%	滋賀県	85,993	88,765	103.22%
青森県	74,085	76,407	103.13%	京都府	91,972	93,031	101.15%
岩手県	87,351	88,630	101.46%	大阪府	85,064	89,367	105.06%
宮城県	79,450	81,276	102.30%	兵庫県	87,110	89,142	102.33%
秋田県	71,627	76,997	107.50%	奈良県	80,340	84,547	105.24%
山形県	83,023	88,005	106.00%	和歌山県	96,162	99,352	103.32%
福島県	78,892	81,220	102.95%	鳥取県	86,712	87,917	101.39%
茨城県	82,528	85,056	103.06%	島根県	100,019	103,724	103.70%
栃木県	75,841	78,788	103.89%	岡山県	86,789	90,284	104.03%
群馬県	77,311	79,546	102.89%	広島県	98,059	102,410	104.44%
埼玉県	80,440	85,331	106.08%	山口県	84,193	85,179	101.17%
千葉県	78,090	78,197	100.14%	徳島県	77,311	79,381	102.68%
東京都	103,286	106,498	103.11%	香川県	78,019	78,611	100.76%
神奈川県	92,140	94,395	102.45%	愛媛県	76,853	80,860	105.21%
新潟県	78,241	80,963	103.48%	高知県	92,696	99,123	106.93%
富山県	76,263	80,054	104.97%	福岡県	82,305	85,333	103.68%
石川県	79,271	82,036	103.49%	佐賀県	89,286	91,708	102.71%
福井県	92,936	95,522	102.78%	長崎県	94,909	96,744	101.93%
山梨県	77,387	81,021	104.70%	熊本県	79,220	83,220	105.05%
長野県	87,055	89,781	103.13%	大分県	92,843	95,511	102.87%
岐阜県	81,581	87,120	106.79%	宮崎県	68,407	74,967	109.59%
静岡県	81,776	85,647	104.73%	鹿児島県	77,153	80,117	103.84%
愛知県	84,031	85,738	102.03%	沖縄県	75,101	78,438	104.44%
三重県	80,238	83,539	104.11%	全国平均	83,551	86,752	103.83%

就労継続支援B型

○ 対象者

- 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用には結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される障害者
- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった者
- ② 50歳に達している者または障害基礎年金1級受給者
- ③ ①及び②に該当しない者であって、就労移行支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者
- ④ 通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員
生活支援員 } 10:1以上

○ 報酬単価 (令和3年報酬改定以降、2種類の報酬体系)

基本報酬の体系(いずれかを選択)

(1)「平均工賃月額」に応じた報酬体系

平均工賃月額	基本報酬
4.5万円以上	837単位/日
3.5万円以上4.5万円未満	805単位/日
3万円以上3.5万円未満	758単位/日
2.5万円以上3万円未満	738単位/日
2万円以上2.5万円未満	726単位/日
1.5万円以上2万円未満	703単位/日
1万円以上1.5万円未満	673単位/日
1万円未満	590単位/日

※ 定員20人以下、人員配置6:1の場合

(2)「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系

定員	基本報酬
20人以下	584単位/日

※ 人員配置6:1の場合

【独自の加算】

- **地域協働加算 30単位/日**
就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。
- **ピアサポート実施加算 100単位/月**
利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算。

(1)及び(2)共通の主な加算

就労移行支援体制加算 5～93単位/日

※ 基本報酬の区分等に応じ、一般就労へ移行し6月以上定着した者の数にごとに加算

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)

15、10、6単位

- ⇒ Ⅰ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の35%雇用されている場合
- ⇒ Ⅱ：社会福祉士等資格保有者が常勤職員の25%雇用されている場合
- ⇒ Ⅲ：常勤職員が75%以上又は勤続3年以上が30%以上の場合

食事提供体制加算、送迎加算等

⇒ 他の福祉サービスと共通した加算も一定の条件を満たせば算定可能

○ 事業所数

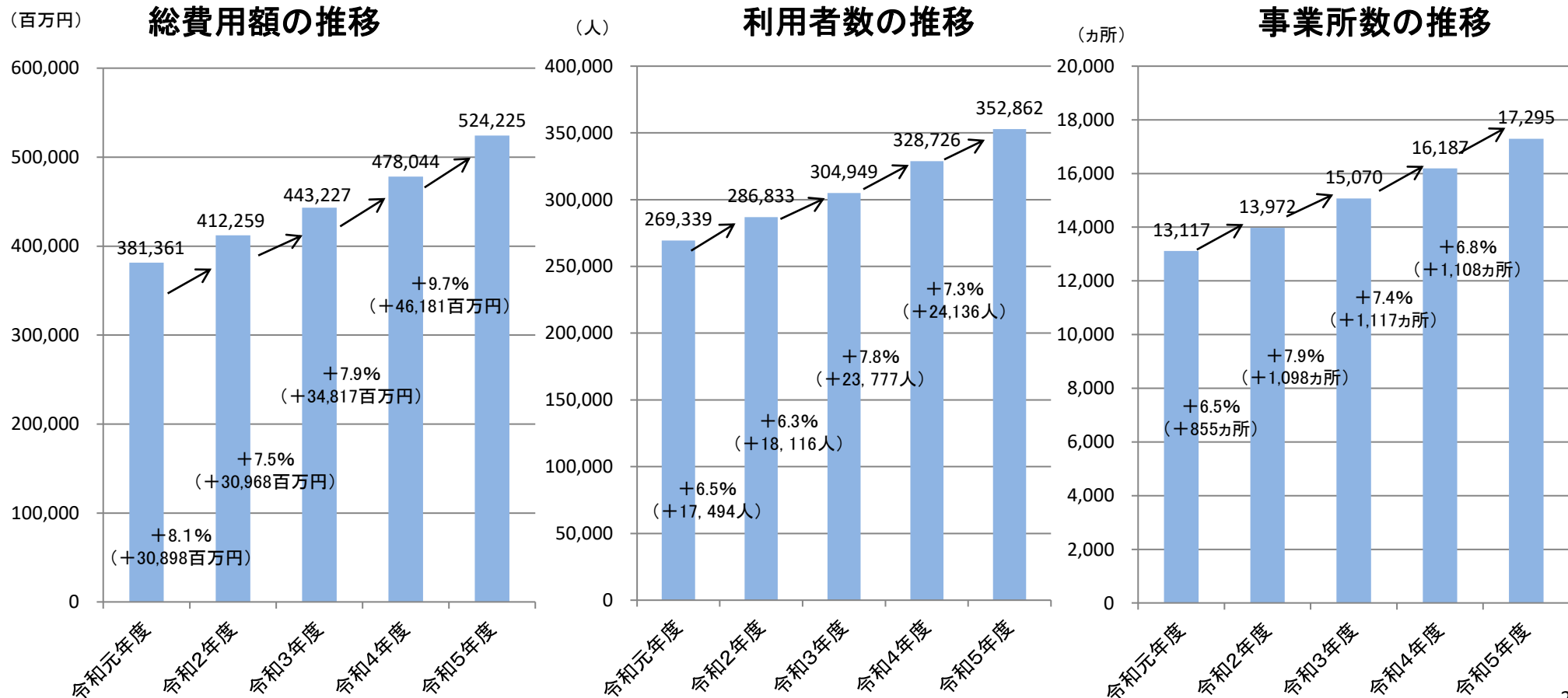
18,621 (国保連令和 7 年 2月実績)

○ 利用者数

383,882 (国保連令和 7 年 2月実績) 20

就労継続支援B型の現状

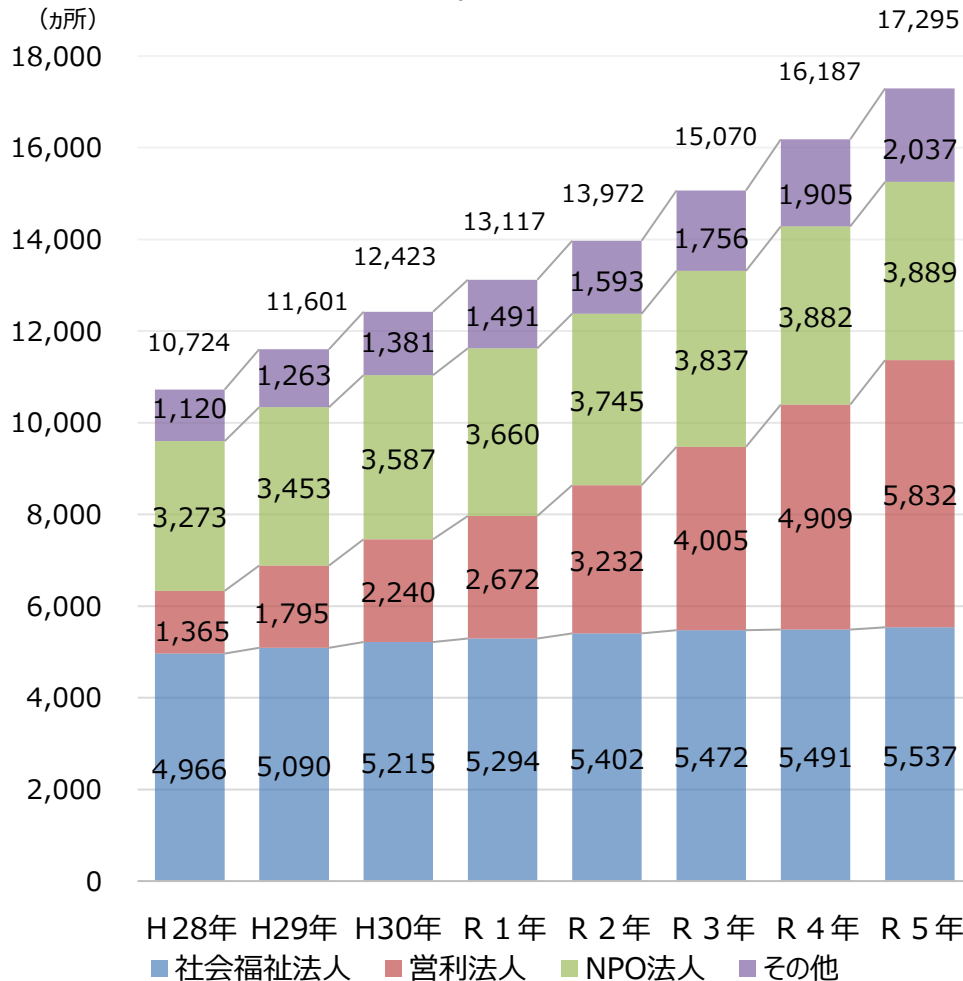
- 就労継続支援B型の令和5年度費用額は約5,242億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約18.2%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年増加している。



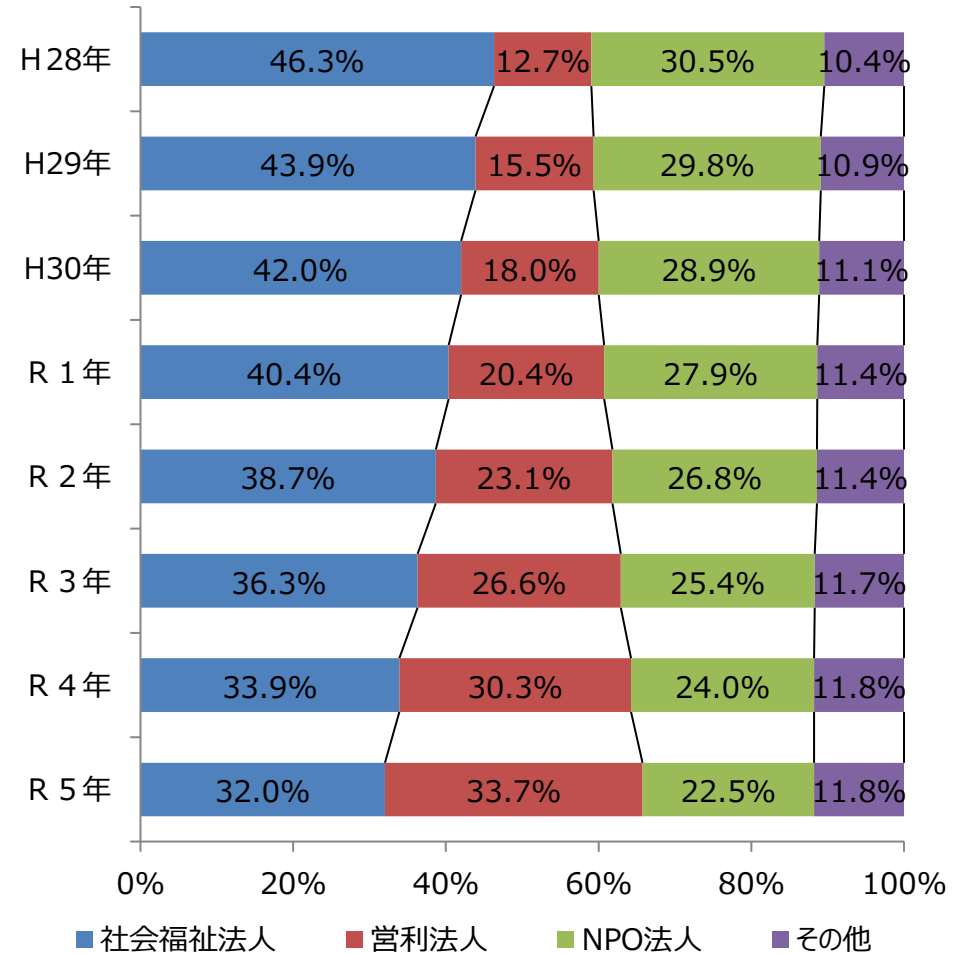
就労継続支援B型事業所の設置主体別の状況

- 就労継続支援B型事業の事業所数は増加しており、事業所の設置主体を見ると、いずれの設置主体でも事業所数が増加している。

事業所数の推移

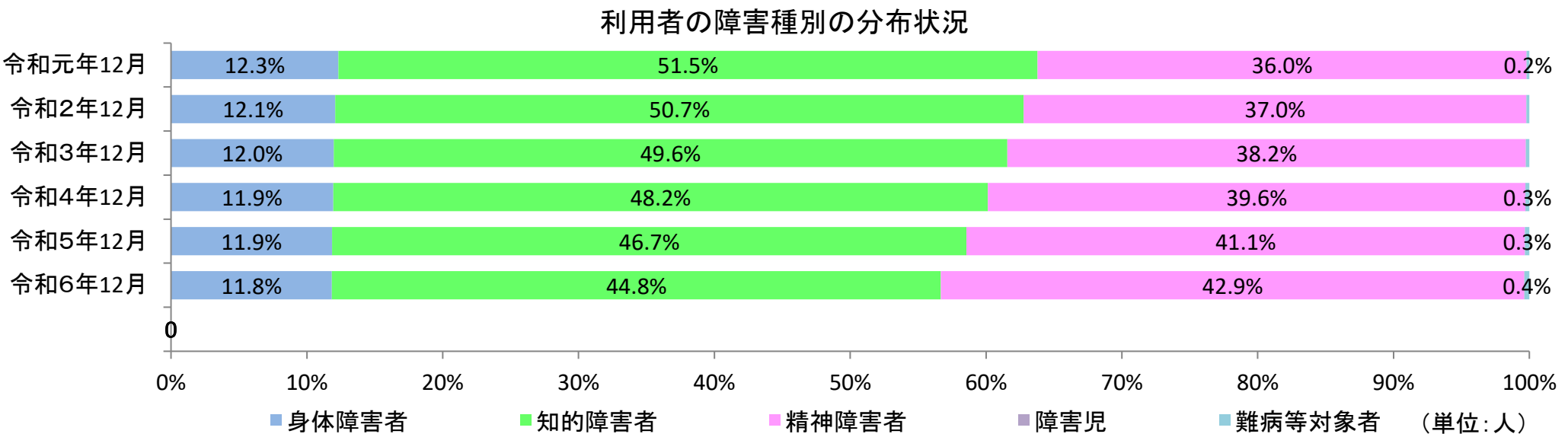


設置主体別割合の推移



就労継続支援B型利用者の障害種別分布状況

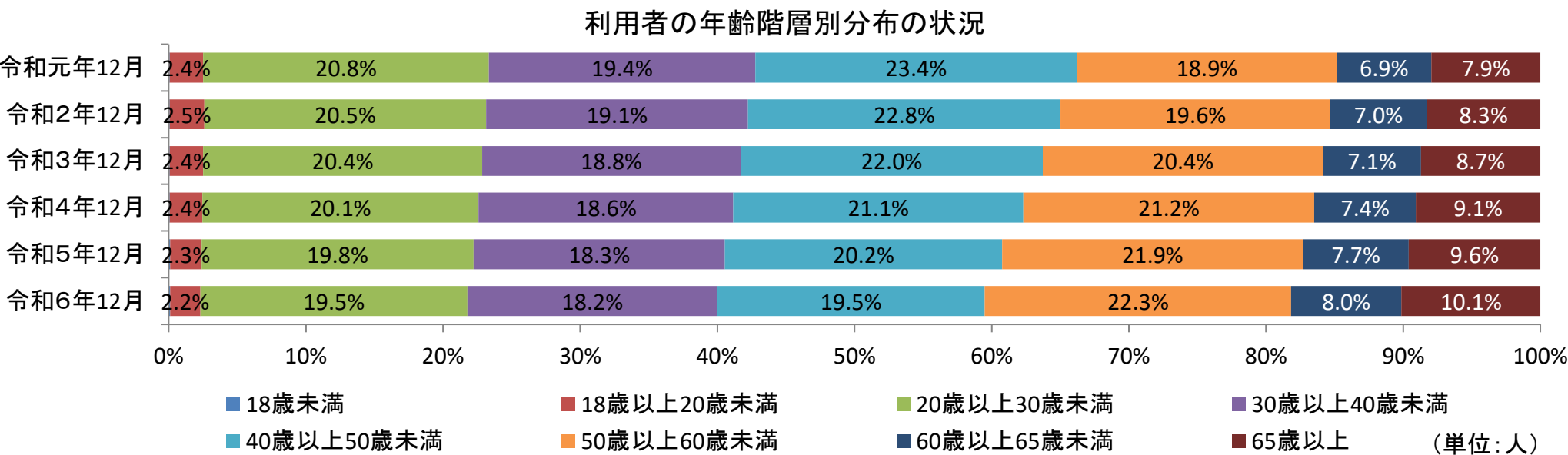
- 身体・知的障害者の利用割合は微減傾向にあり、精神障害者が微増傾向にある。
- 精神障害者の利用割合が全体の4割以上を占める。



	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
R1.12	32,992	137,896	96,445	38	538	267,909
R2.12	34,185	143,470	104,712	36	621	283,024
R3.12	36,255	150,134	115,589	40	764	302,782
R4.12	38,496	155,374	127,581	36	927	322,414
R5.12	41,248	162,552	143,028	55	1,133	348,016
R6.12	45,232	171,203	163,999	73	1,387	381,894

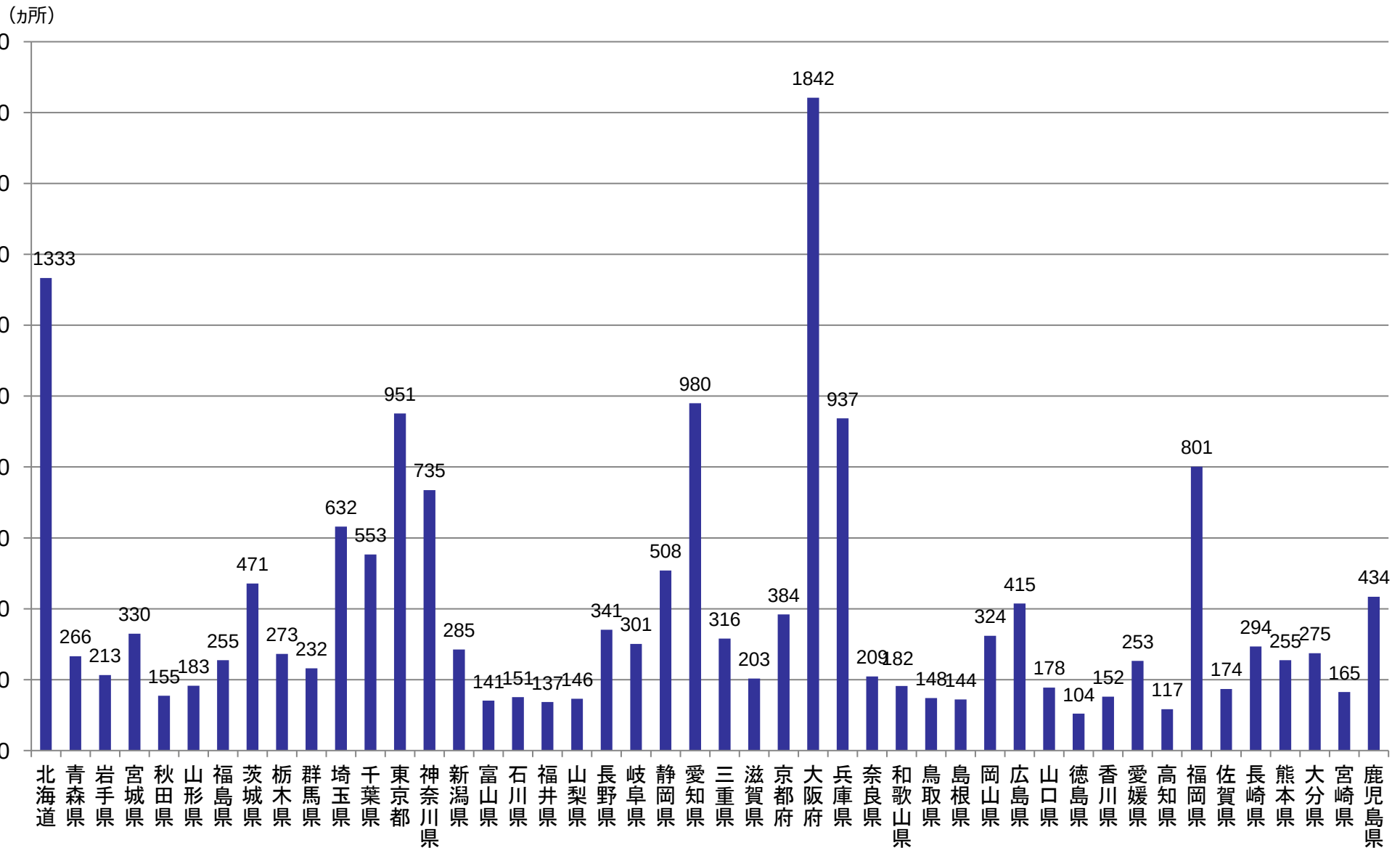
就労継続支援B型利用者の年齢階層別分布状況

○ 年齢階層別に利用者の分布を見ると、40歳以上の利用者が増えてきており、利用者全体の半数以上が40歳以上である。

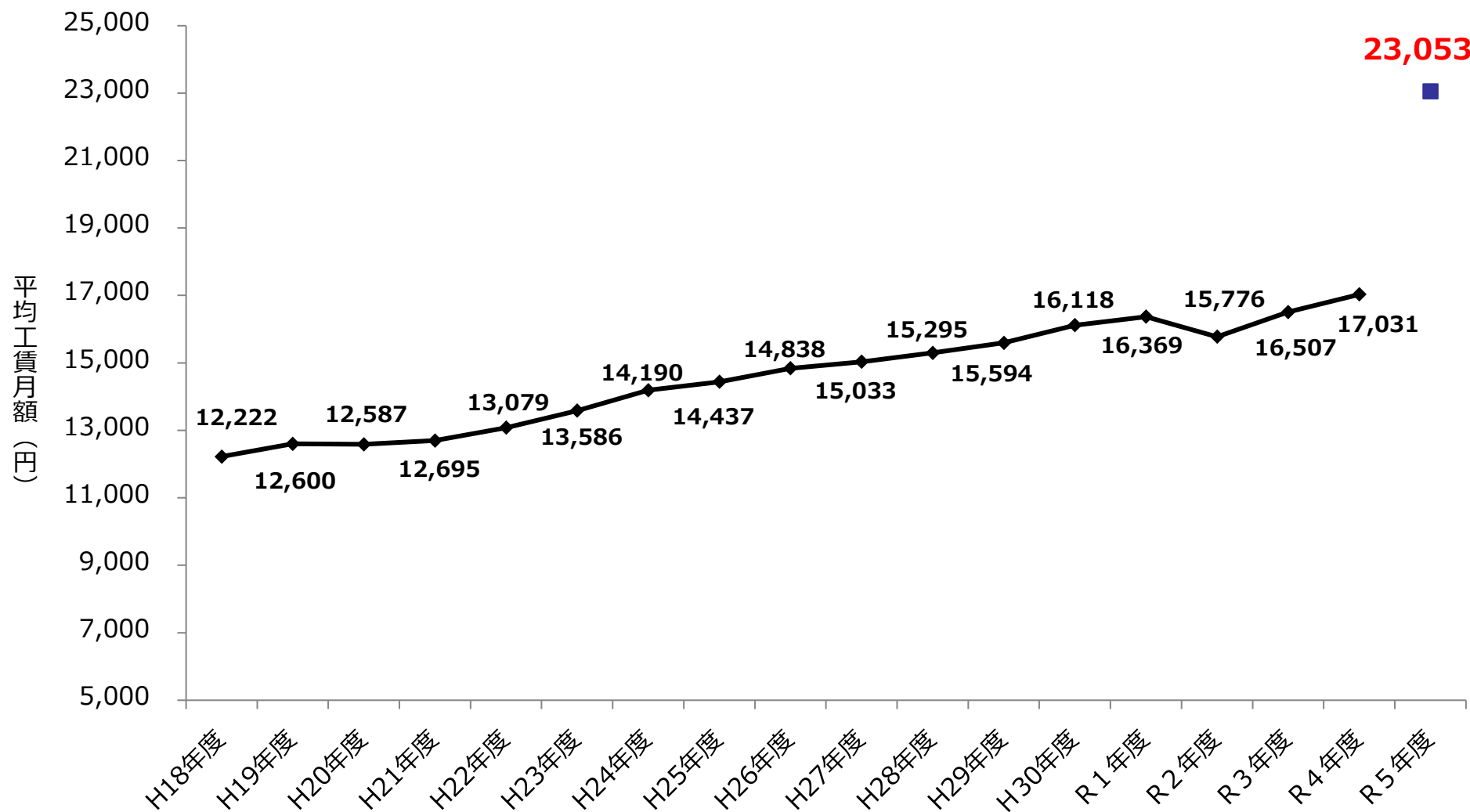


	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
R1.12	181	6,557	55,802	52,018	62,815	50,746	18,506	21,284	267,909
R2.12	174	7,188	58,148	53,998	64,505	55,604	19,940	23,467	284,024
R3.12	204	7,378	61,633	56,992	66,708	61,889	21,608	26,370	302,782
R4.12	236	7,680	64,919	59,858	68,154	68,407	23,874	29,286	322,414
R5.12	293	8,051	69,034	63,836	70,375	76,251	26,715	33,461	348,016
R6.12	364	8,456	74,338	69,531	74,481	85,327	30,656	38,741	381,694

都道府県別就労継続支援(B型)事業所数



就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額推移



※ 平成 23 年度までは、就労継続支援 B 型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃

※ 令和 5 年度から、障害特性等により、利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、平均利用者数を用いた新しい算定方式を導入

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

就労継続支援 B 型 都道府県別平均工賃月額

都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度
北海道	19,932	26,675
青森県	15,686	20,979
岩手県	19,949	25,388
宮城県	18,169	22,973
秋田県	16,433	20,150
山形県	14,037	18,094
福島県	15,993	20,675
茨城県	15,726	19,882
栃木県	18,292	22,574
群馬県	18,079	22,934
埼玉県	15,024	20,287
千葉県	15,371	20,932
東京都	16,320	23,534
神奈川県	15,795	21,661
新潟県	15,882	20,715
富山県	17,735	22,589
石川県	16,419	23,060
福井県	22,211	28,206
山梨県	19,181	25,847
長野県	16,930	23,301
岐阜県	17,496	22,309
静岡県	16,866	21,713
愛知県	18,174	24,766
三重県	17,696	22,722

都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度
滋賀県	18,373	24,903
京都府	17,235	23,353
大阪府	13,681	18,176
兵庫県	14,914	19,140
奈良県	18,056	24,696
和歌山県	17,935	23,320
鳥取県	20,378	27,345
島根県	20,141	27,704
岡山県	15,264	20,066
広島県	18,005	24,489
山口県	19,779	26,558
徳島県	22,361	29,312
香川県	17,371	22,688
愛媛県	17,112	22,583
高知県	20,969	27,869
福岡県	15,607	21,393
佐賀県	19,855	24,675
長崎県	19,341	25,144
熊本県	16,296	21,108
大分県	20,145	25,475
宮崎県	20,459	27,065
鹿児島県	18,003	26,352
沖縄県	16,372	20,873
全国平均	17,031	23,053

(単位：円)

※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援 B 型事業所については、令和 4 年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和 5 年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

就労定着支援

○ 対象者

- 就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により日常生活又は社会生活上の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者

○ サービス内容

- 障害者との相談を通じて日常生活面及び社会生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施
- 利用者の自宅・企業等を訪問することにより、月1回以上は障害者との対面相当の支援
- 月1回以上は企業訪問を行うよう努める
- 利用期間は3年間(経過後は必要に応じて、就労支援等の関係機関等へ引き継ぐ)

○ 主な人員配置

- サービス管理責任者 60:1
- 就労定着支援員 40:1
(常勤換算)

○ 報酬単価（令和6年4月～）就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数）が高いほど高い基本報酬

基本報酬

就労定着率	基本報酬
9割5分以上	3,512単位/月
9割以上9割5分未満	3,348単位/月
8割以上9割未満	2,768単位/月
7割以上8割未満	2,234単位/月
5割以上7割未満	1,690単位/月
3割以上5割未満	1,433単位/月
3割未満	1,074単位/月



主な加算

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位/月
※職場適応援助者(ジョブコーチ)養成研修を修了した者を就労定着支援員として配置している場合

特別地域加算 240単位/月
※中山間地域等の居住する利用者に支援した場合

初期加算 900単位/月(1回限り)
⇒ 一体的に運営する移行支援事業所等以外の事業所から利用者を受け入れた場合

地域連携会議実施加算 579単位/回
⇒ 支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、所定単位数を加算する。
※ R3年新設
※サービス管理責任者が会議に参加せず、就労定着支援員が会議に参加し、前後にサービス管理責任者に情報共有する場合は、405単位/回

就労定着実績体制加算 300単位/月
⇒ 就労定着支援利用終了者のうち、雇用された事業所に3年6月以上6年6月未満の期間継続して就労している者の割合が7割以上の事業所を評価する

- ※ 自立生活援助、自立訓練(生活訓練)との併給調整を行う。
- ※ 職場適応援助者に係る助成金との併給調整を行う。

※ 利用者及び当該利用者が雇用されている事業主等に対し、支援内容を記載した「支援レポート」を月1回以上提供した場合に、利用者数及び就労定着率に応じ、算定。

○ 事業所数

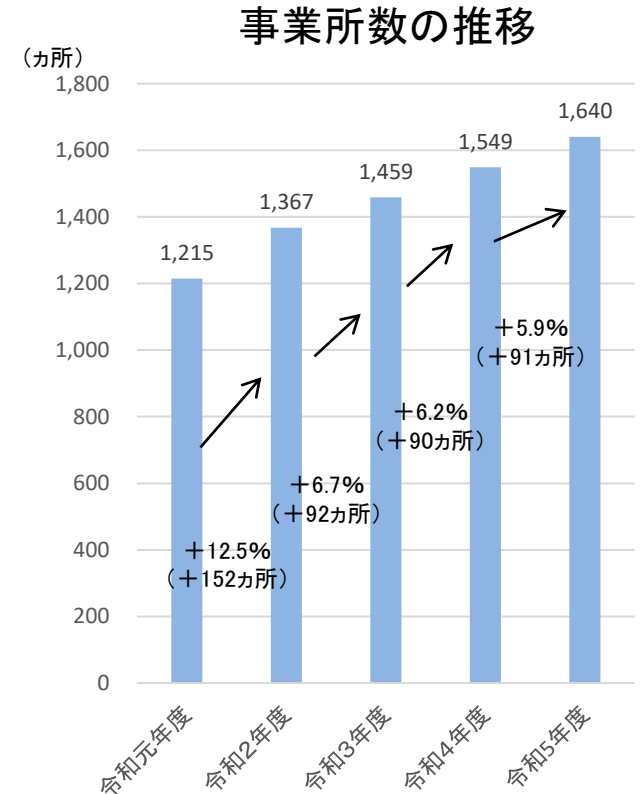
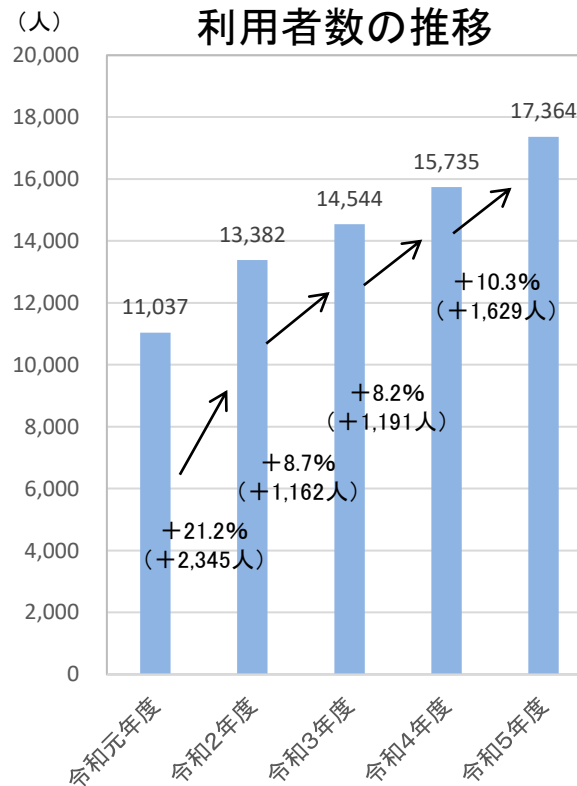
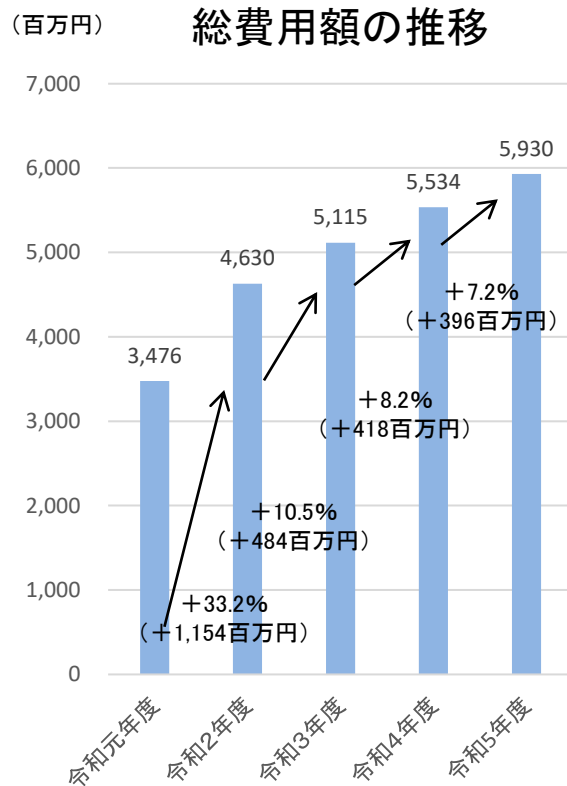
1,710 (国保連令和 7 年 2月実績)

○ 利用者数

18,510 (国保連令和 7 年 2月実績) 28

就労定着支援の現状

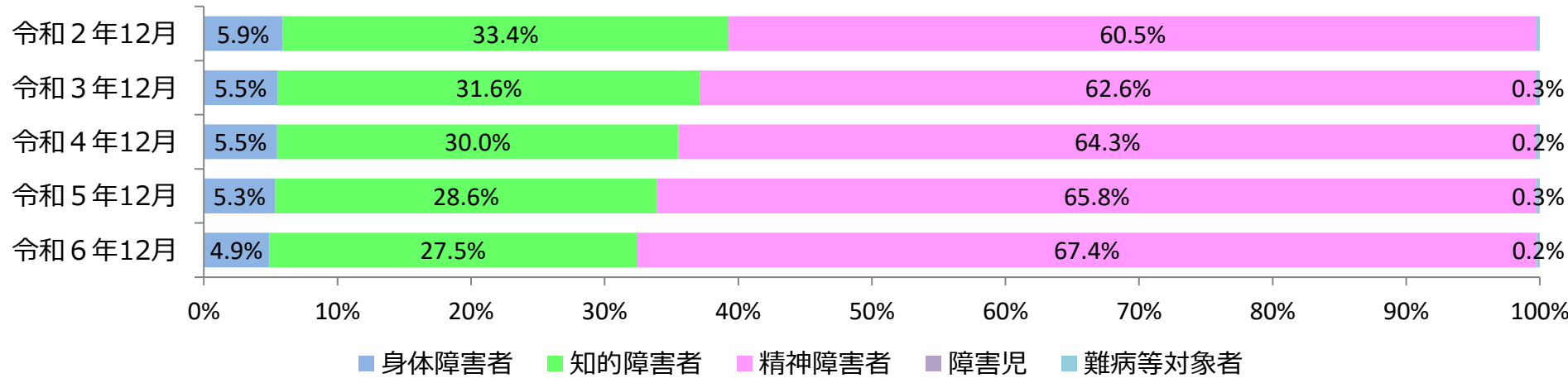
- 就労定着支援の令和5年度費用額は約59億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.2%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、毎年増加している。



就労定着支援利用者の障害種別分布状況

- 身体障害者、知的障害者の利用割合は減少傾向にある。
- 精神障害者の利用割合は増加傾向にあり、全利用者の6割以上を占める。

利用者の障害種別の分布状況



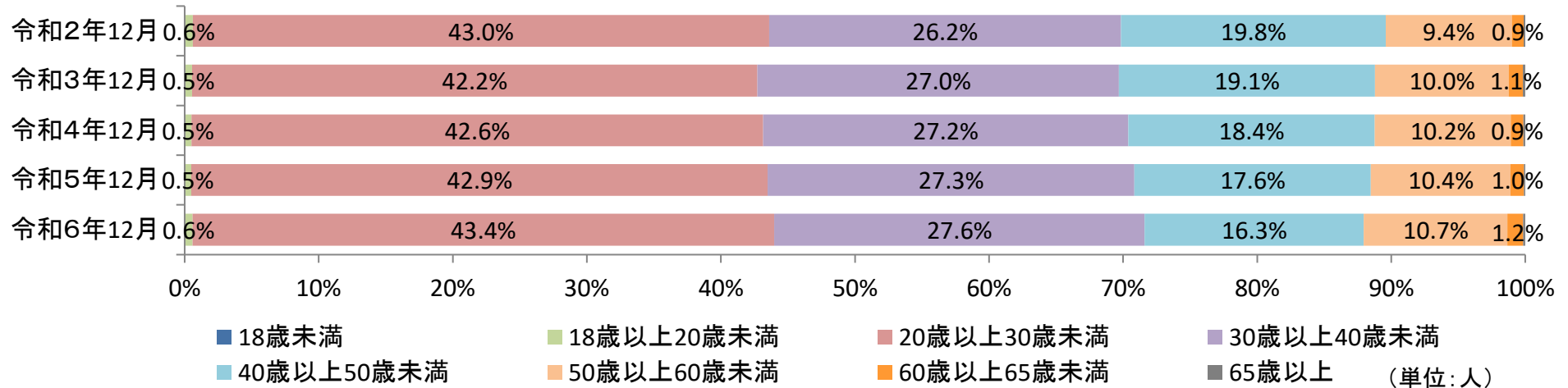
(単位：人)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	障害児	難病等対象者	合計
R2.12	762	4,328	7,837	1	32	12,960
R3.12	782	4,494	8,884	0	42	14,202
R4.12	835	4,568	9,779	1	37	15,220
R5.12	901	4,816	11,106	1	43	16,867
R6.12	898	5,057	12,387	0	43	18,385

就労定着支援利用者の年齢階層別分布状況

○ 年齢階層別に利用者の分布を見ると、30歳未満の利用者が約4割を占めている。

利用者の年齢階層別分布の状況



	18歳未満	18歳以上 20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満	65歳以上	合計
R2.12	4	75	5,571	3,400	2,561	1,218	115	16	12,960
R3.12	6	73	5,988	3,829	2,714	1,416	151	25	14,202
R4.12	3	75	6,488	4,146	2,798	1,546	141	23	15,220
R5.12	3	92	7,235	4,612	2,996	1,759	177	23	16,867
R6.12	3	105	7,976	5,080	3,004	1,972	216	29	18,385

就労継続支援 A 型事業所・利用者に対する取組状況

今般の就労継続支援 A 型事業所（以下「A 型事業所」という。）の状況に関し、福祉・雇用の両面から、A 型事業所及びその利用者に対して以下の取組を実施

福祉

- A 型事業所を廃止する際の留意点について、都道府県等に対して改めて周知徹底を依頼。
 - ・継続的なサービス利用の希望者への便宜提供の事業者責務（※）の徹底、廃止届を受理する際の留意点、廃止日以降もサービス提供を希望する利用者の取扱い等（平成29年事務連絡）を再周知（令和 6 年 4 月）
 - ・上記内容の周知徹底を改めて依頼するとともに、利用者への継続的なサービス確保に向けた、指定権者と支給決定権者の更なる連携を通じた支援、都道府県労働局・ハローワークとの情報共有等の強化について依頼（令和 6 年10月）
- A 型事業所の経営に関する支援
 - ・工賃向上計画支援等事業等により、都道府県を通じ、A 型事業所の経営改善・商品開発等への支援を実施
 - ・経営改善に向けたノウハウの習得や I C T 機器等の導入による作業の効率化等の支援を実施（令和 6 年度補正予算）

雇用

- 令和 6 年 3 月以降、A 型事業所を解雇された利用者に対して、ハローワークにおいて以下の支援を実施。
 - ・離職予定の障害者を適切にハローワークでの支援につなげるため、地方自治体との情報共有や連携した再就職支援の実施
 - ・離職を余儀なくされる障害者に対して、個々の障害特性を踏まえたきめ細かな専門的・個別的な職業相談・職業紹介の実施
 - ・一般就労に移行できる就労能力があると思われる障害者に対して、本人の意向も踏まえつつ、一般就労への移行を実現するために、能力や希望にあった条件の求人との適切なマッチング
 - ・離職予定の障害者の意向を踏まえた事業所訪問等によるハローワークの利用方法、雇用保険の手続き及び各種支援策等に関する説明会や出張相談
 - ・円滑な受給資格決定に向けた雇用保険の集団受付
 - ・就労継続支援 A 型事業所の離職者向けの企業見学会、就職面接会の開催

（※）障害者総合支援法第43条第 4 項

指定障害福祉サービス事業者は、第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害福祉サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスが継続的に提供されるよう、他の指定障害福祉サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

就労継続支援 A 型事業所の解雇者数について

- 令和 6 年度にハローワークが解雇届により把握した障害者の解雇者数は9,312人であり、そのうち就労継続支援A型事業所（※ 1）の利用者であった者は7,292人だった。
- 就労継続支援 A 型事業所（※ 1）を解雇された者のうち、再就職決定者は2,171人、就労継続支援 B 型事業所等への移行（予定）者は3,834人であり、こうした方々が全体の 8 割程度を占めている（※ 2）。

（令和6年度の解雇者数推移） （人）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	1 0月	1 1月	1 2月	1月	2月	3月	合計
全数	1,013	1,351	892	827	885	843	729	636	536	237	679	684	9,312
うち、A 型事業所 （※ 1）	887	1,241	751	702	683	640	503	473	342	127	490	453	7,292

（令和6年度のA型事業所の解雇者の再就職状況等）（※2） （人）

解雇者数	再就職決定者数		B型事業所等への 移行（予定）者数	求職中の人数		その他（※3）
		うち、A型事業所 への就職			うち、ハローワーク で再就職支援中	
7, 292	2, 171	1, 573	3, 834	856	833	431

（※1）就労継続支援A型事業所は各月内に10人以上の解雇が発生した事業所に限る。約9割は生産活動収支が赤字の事業所。

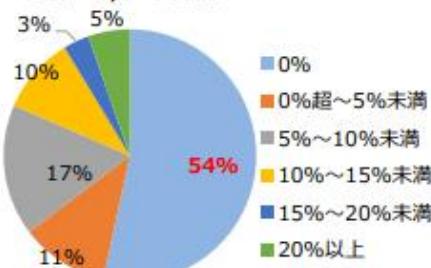
（※2）令和7年4月末時点の把握状況

（※3）「その他」は令和7年4月末時点で今後の意向が未定である者、再就職の希望がない者等が含まれる。

就労継続支援① (A型)

- 就労継続支援A型(利用者と雇用契約を締結)は一般就労への移行支援が含まれるサービス。しかし、一般就労への移行割合が0%の事業所が半数以上。加えて、一般就労を希望する者の割合が2割未満であることや、サービスの利用申請にあたり一般就労を検討していない自治体の割合が4割強であることを踏まえれば、利用者は適切なサービス選択を行うことができていない可能性。
- 就労継続支援A型は、助成金等を目当てにした事業所開設が行われているとの指摘もあるところ、事業活動収入として計上されず、経営実態調査において勘案されていない可能性がある助成金等を加味すると収支差が改善。

◆一般就労への移行割合(注)(有効回答数:1,028か所)



(出所) 財務省「予算執行調査」(令和6年10月公表)
(注) 令和5年度中の一般就労への移行人数を事業所の登録人数で割って算出している。

◆一般就労への希望割合及び令和5年度における一般就労への移行割合(注)(有効回答数:1,028か所)

一般就労への希望割合	18.7%
一般就労への移行割合	5.1%

(注) 全事業所(1,028か所)の一般就労への希望人数及び移行人数の総合計を利用者数の総合計で割って算出している。

◆市区町村における利用者から就労系新規サービス利用の申請がされた際の一般就労検討状況(有効回答数:1,173か所)

一般就労への移行を検討している	665 (56.7%)
一般就労への移行を検討していない	508 (43.3%)

◆就労選択支援サービス(令和7年10月1日施行)の概要

- 障害者本人が就労先・働き方について、より良い選択ができるよう、就労継続支援を利用する意向を有する者等を対象に就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援。



障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(抄)

第5条

14 この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(抄)

第194条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

福祉事業で公費(自立支援給付費、特開金等)という安定した収入があるため、金融機関からの融資が受けやすかった。また、別法人を立ち上げれば、融資を受けやすく、新たな法人で事業所を開設していた。

※特開金とは、ハローワーク等の紹介により障害者等を継続して雇用する事業主に対して支給される「特定求職者雇用開発助成金」のこと。

(出所) 就労継続支援A型事業所に係る検証報告書(2019年6月 倉敷市)

厚生労働省によると、導入当初から企業が運営する事業所を中心に、給付金や助成金を目当てにろくに事業を行わないケースが横行。閉鎖と開設を繰り返して障害者1人につき数百万円の助成金を不正に得ていた事業者も確認されたという。

(出所) 2018年6月22日 読売新聞 障害者雇用事業所「火の車」

◆経営実態調査に含まれていない可能性がある助成金等を考慮した令和5年度の事業活動収支差率(有効回答数:1,028か所)



(出所) 財務省「予算執行調査」(令和6年10月公表)

【改革の方向性】(案)

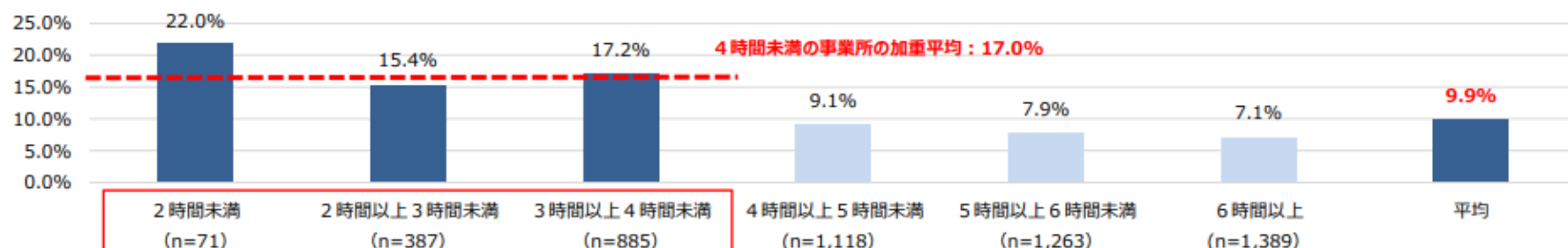
- 障害者の方々の雇用の受け皿となっていることにも留意しつつ、次期報酬改定に向けて一般就労への移行をより一層加味したメリハリのある報酬体系となるよう検討すべき。加えて、来年10月施行の就労選択支援サービスの適切な利用がなされるようにすべき。
- 次期報酬改定に向けて、経営実態調査における助成金等の取扱いについて、同調査における記載要領において明示的に示すなど、助成金等が適切に勘案されるようにすべき。

就労継続支援②（B型）

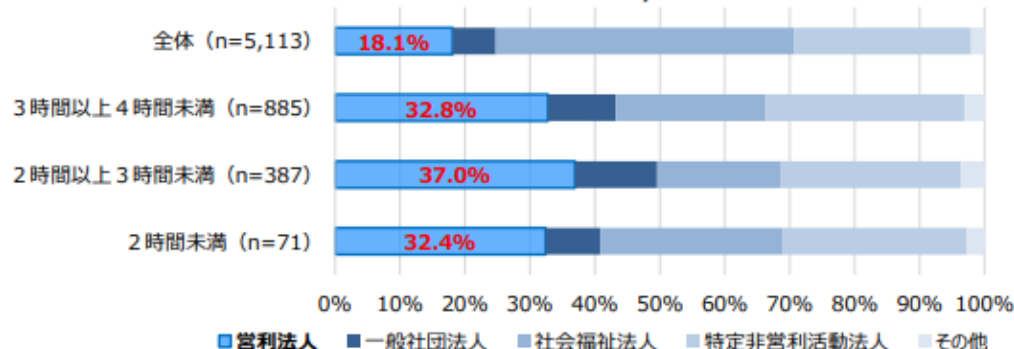
財務省 財政制度等審議会 財政制度分科会
(令和6年11月13日開催) 資料

- 就労継続支援B型（利用者と雇用契約を結ばず工賃支払い）について、利用者の平均利用時間と収支差率の関係に着目すると、利用時間が短い4時間未満の事業所における収支差率は、全事業所平均と比較して高くなっており、提供されるサービスに対して報酬が過大となっている可能性がある。
- また、①利用時間が4時間未満の事業所における営利法人の割合が高くなっている、②報酬体系別に区分すると参加型の収支差率は工賃型と比較して高くなっており、参加型のうち営利法人に限ると参加型全体の平均の2倍超となっている。

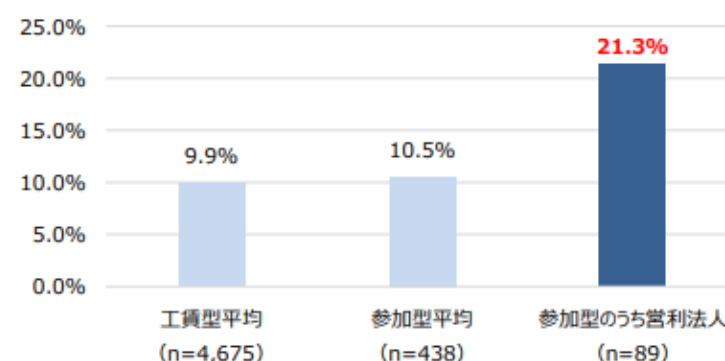
◆就労継続支援B型事業所のうち、利用者の平均利用時間別の事業活動収支差率（有効回答数：5,113か所）



◆平均利用時間別の事業運営主体（有効回答数：5,113か所）



◆報酬体系別の事業活動収支差率（有効回答数：5,113か所）



(出所) 財務省「予算執行調査」(令和6年10月公表)

(注) 利用者の就労や生産活動等への参加等をもって一律に評価する報酬体系を「参加型」と、平均工賃月額に応じた報酬体系を「工賃型」と表記している。

【改革の方向性】(案)

- 就労継続支援B型の報酬体系について、次期報酬改定に向けて、利用者の平均利用時間をよりきめ細やかに勘案する報酬体系への見直しを検討すべき。その際、特に参加型の収支差率が高くなっていることにも留意すべき。

2

1. 障害者の就労支援について
- 2. 就労選択支援の概要**
3. 参考

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

- ① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。
- ② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。
- ③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2. 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

- ① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。
- ② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。
- ③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3. 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

- ① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。
- ② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。
- ③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4. 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

- ① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。
- ② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5. 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（DB）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害DB、難病DB及び小慢DBについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6. その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

- ① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。
- ② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第2項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、2①及び5の一部は公布後3年以内の政令で定める日、3②の一部、5の一部及び6②は令和5年4月1日、4①及び②の一部は令和5年10月1日）

就労選択支援の創設

概 要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条 （略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

現状・課題

- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援 A 型・B 型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

就労選択支援の目的

目 的

働く力と希望のある障害者に対して、障害者本人が自分の働き方について考えることをサポート（考える機会の提供含む）するとともに、就労継続支援を利用しながら就労に関する知識や能力が向上した障害者には、本人の希望も重視しながら、就労移行支援の利用や一般就労等への選択の機会を適切に提供する。

【具体的な内容】

- 作業場面等を活用し、本人の強みや特性、本人が望む方向に進む上で課題となること等について、本人と協同して整理し、利用者本人の自己理解を促すことを支援する。
- 自分に合った働き方を実現したり、働く上での課題改善等に向けて、どんな方法で、何に取り組むのか、どこで取り組むかについて本人と協同して考える。
- ※ その過程の結果として、就労系障害福祉サービスの活用を含めた進路について本人が選び、決定していくことを支援する。そのため、就労選択支援は就労の可否を判断したり、どの就労系障害福祉サービスを利用するかの振り分けを行うものではない。
- 本人の選択肢を広げ、本人の的確な選択につながるよう、支援の実施前後において、本人に対して、地域における雇用事例や就労支援に係る社会資源等に関する情報提供、助言・指導等を行う。
- アセスメント結果は、本人や家族、関係者等と共有し、その後の就労支援等に活用できるようにする。
- 就労選択支援利用後の就労支援等において、アセスメント結果が効果的に活用されるよう、就労選択支援事業所は計画相談支援事業所や市町村、ハローワーク等の就労支援機関との連携、連絡調整を行う。

【期待される効果】

- アセスメントに関する専門的な研修を修了した人材を配置することにより、質の高いアセスメントに基づいた就労支援を受けることが可能となる。
- 本人の就労能力や適性、ニーズ、強み、職業上の課題、本人が力を発揮しやすい環境要因、就労に当たっての支援や配慮事項等を本人と協同して整理することで、本人の自己理解を促進することが可能となる。
- 本人と協同して整理した内容や地域の企業等の情報を基に、関係機関と連携することにより、本人にとって、より適切な進路を選択することが可能となる。また、就労継続支援 A 型・B 型利用中も、本人の希望に応じて就労選択支援を受けることができ、就労ニーズや能力等の変化に応じた選択が可能となる。

就労選択支援の対象者について

○ 就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援 B 型は、令和 7 年 10 月より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が利用対象となることから、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある場合は、就労選択支援を予め利用すること。（なお、50 歳に達している者や障害基礎年金 1 級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等については、就労選択支援事業者によるアセスメントを行うことなく、就労継続支援 B 型の利用が可能。）

- ただし、
- ・ 最も近い就労選択支援事業所であっても通所することが困難である等、近隣に就労選択支援事業所がない場合
 - ・ 利用可能な就労選択支援事業所数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間が生じる場合
- は、就労移行支援事業所等による就労アセスメントを経た就労継続支援 B 型の利用を認める。

- ※以下に記載する対象者は、障害者本人の希望に応じて就労選択支援を利用することができる。
- ・ 新たに就労継続支援 A 型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
 - ・ 就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50 歳に達している者、障害基礎年金 1 級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援 B 型を利用する意向がある障害者
 - ・ 既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

就労選択支援事業所においては、利用者に対して、就労に必要な知識や能力の向上に資する事業所等を適切に情報提供できるよう、日頃から地域の社会資源等に関する情報収集に努めるとともに、利用者の希望や能力、適性等に応じた事業所等を見極めて情報提供すること。

サービス類型		新たに利用する意向がある障害者	既に利用しており、 支給決定の更新の意向がある障害者
就労継続支援 B 型	現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者）	令和 7 年 10 月から原則利用	希望に応じて利用
	・ 50 歳に達している者又は障害基礎年金 1 級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者）	希望に応じて利用	
就労継続支援 A 型		令和 9 年 4 月から原則利用	令和 9 年 4 月から原則利用 ※標準利用期間を超えて更新を希望する者
就労移行支援		希望に応じて利用	

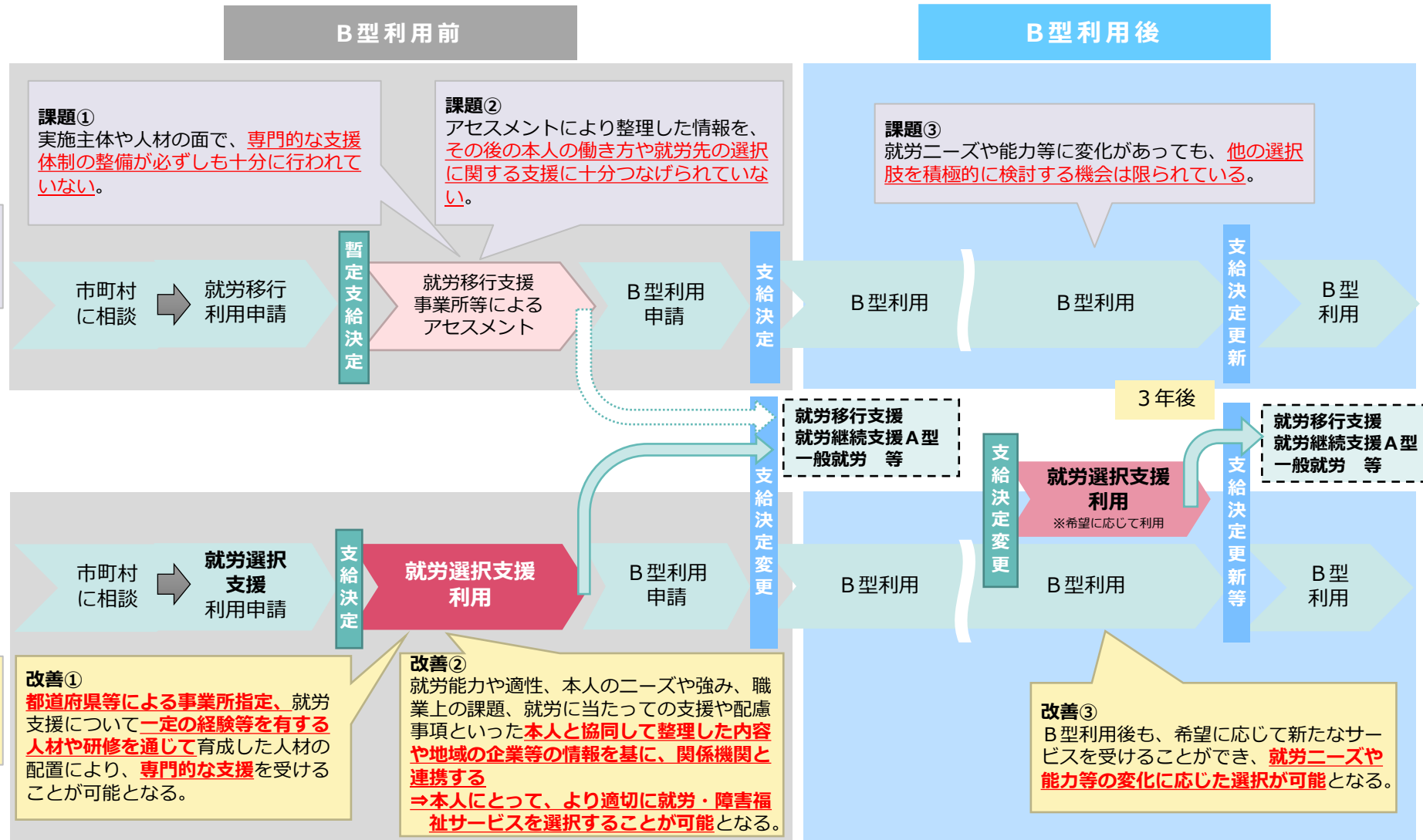
就労選択支援ができると変わること

～専門的なアセスメントの提供と本人中心の就労選択の支援～

イメージ（就労継続支援B型のケース）

現状

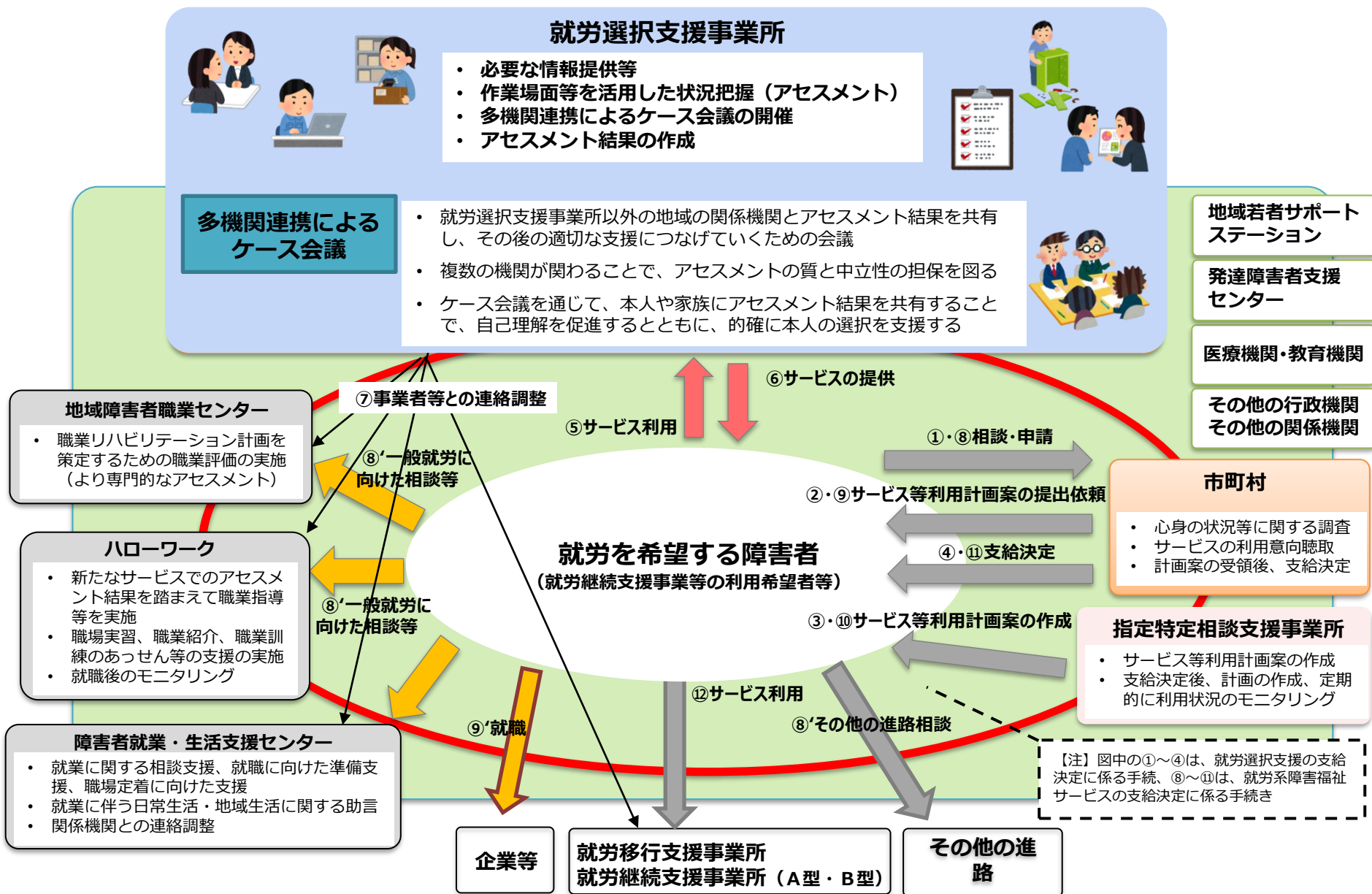
アセスメントが、
業務として法令上
位置づけられてい
ない



※現行の就労アセスメントでは

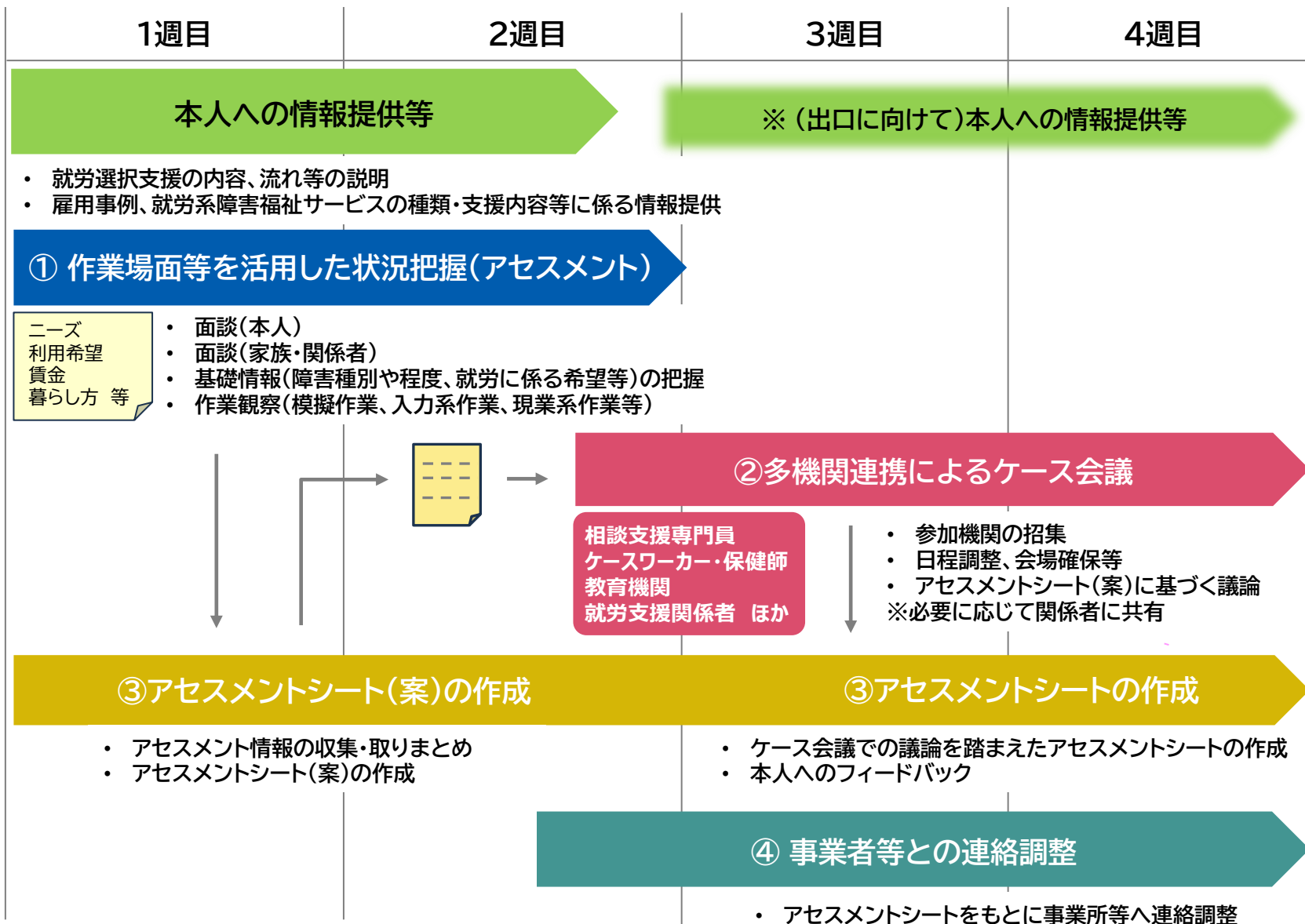
- ・50歳に達している者又は障害基礎年金1級の受給者
- ・就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者を対象としていない。

就労選択支援における各機関の役割



就労選択支援サービスの流れ（標準1か月イメージ）

～ 本人との協同を通じて本人の意思決定を支援する ～



アセスメントシートの活用

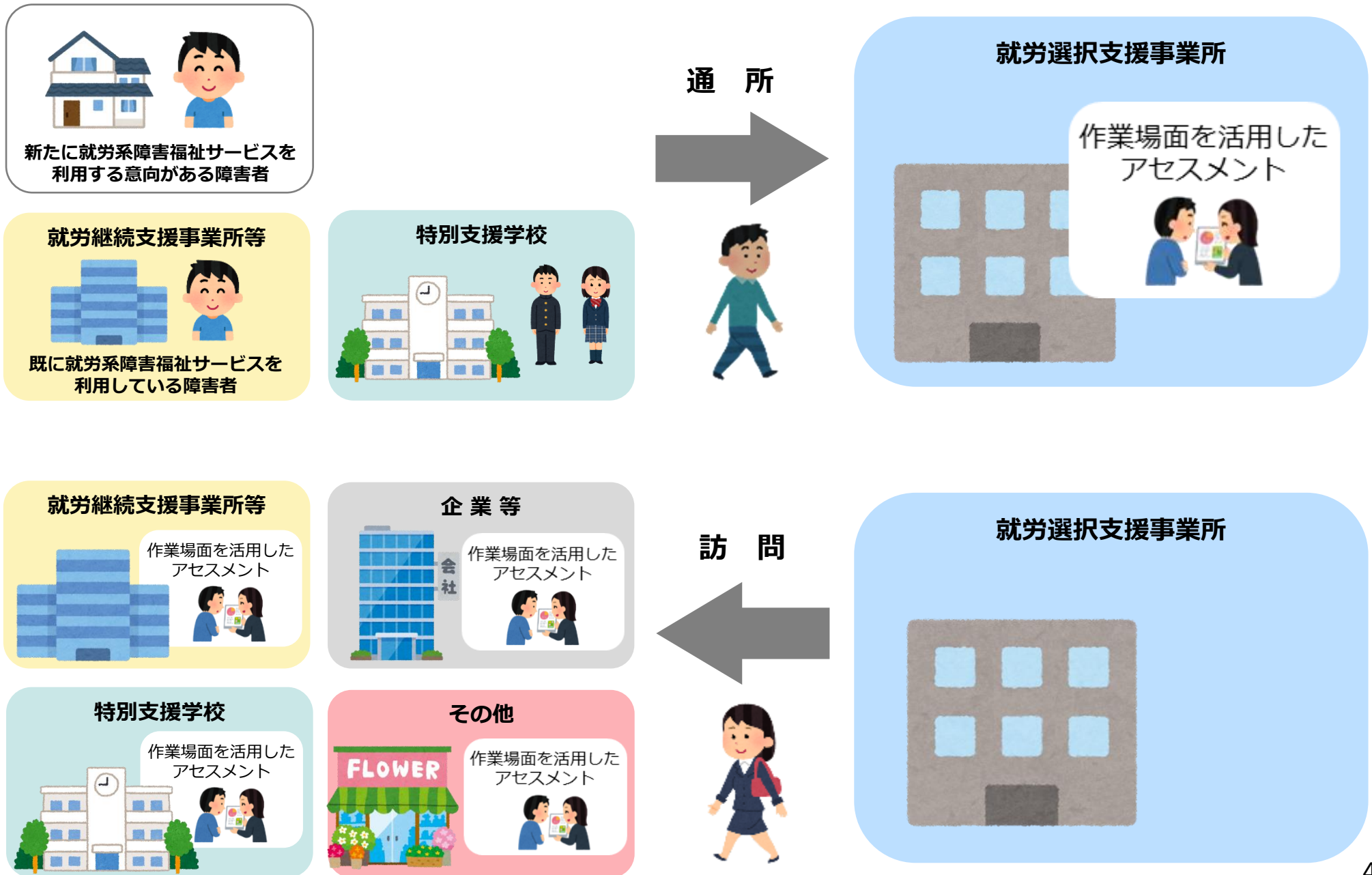
障害福祉サービス利用

★個別支援計画
★サービス等利用計画

一般就労に向けた支援

職業指導等を実施
アセスメント結果を踏まえて

就労選択支援サービス（利用方法イメージ）



就労選択支援に係るモデル事業（令和6年度実施）

令和6年度厚生労働省委託事業において、以下の3つの柱を中心に、令和7年10月の就労選択支援の円滑な施行に向けたモデル事業を実施。

1. モデル事業の実施

6つのモデル地域で、就労選択支援の試行的な取組を実施

■実施期間
令和6年7月～令和7年3月末
（各ケースについて、原則としてアセスメント期間を含め概ね1か月間以内で実施）

■モデル地域
都道府県単位で選定
（一つのモデル地域につき10ケース以上実施）



2. 就労選択支援実施マニュアルの作成

事業所や自治体等が就労選択支援に係る業務を行う際に活用する実施マニュアルを作成

■実施スケジュール
検討委員会（計4回） 令和6年7月～12月
マニュアル完成 令和7年3月末
マニュアル公表 令和7年4月以降

- 実施マニュアルの内容（案）
1. 就労選択支援について
 - i. 背景
 - ii. 事業概要
 - iii. 対象者
 - iv. 事業の目的
 - v. 事業の基本プロセス
 - vi. 就労選択支援における各機関の役割
 2. 就労選択支援サービス開始前の調整
 - i. サービス開始までの流れ
 - ii. 利用検討にあたり実施すべき事項
 - iii. 計画相談支援事業との連携
 3. 就労選択支援の実施
 - i. 本人への情報提供
 - ii. 作業場面等を活用した情報把握（アセスメント）
 - iii. 多機関連携によるケース会議
 - iv. アセスメントシートの作成
 - v. 事業者等との連絡調整
 4. 先行事例に学ぶ就労選択支援
 5. 参考資料集



3. 就労選択支援員養成研修シラバス・研修教材の作成

研修シラバス・講義資料等の開発及び実施方法の整理

■実施スケジュール
検討委員会（計4回） 令和6年7月～令和7年3月
試行研修の実施 令和7年1月～2月
シラバス等完成 令和7年3月末
シラバス等公表 令和7年4月以降

■研修の内容
① 形式：講義（動画視聴）+演習【計2日間】
② 内容

内容	1日目 (オンデマンド視聴)	2日目 (演習)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分
5. 関係機関との連携	60分	—
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分
計	6時間	5時間

就労選択支援員養成研修等事業（令和6年度補正予算）

施策名：就労選択支援員養成研修等の実施

令和6年度補正予算額 70百万円

① 施策の目的

- 令和7年10月から開始される就労選択支援サービスが、全国で円滑に実施されるよう、国において就労選択支援員の養成研修等を実施する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

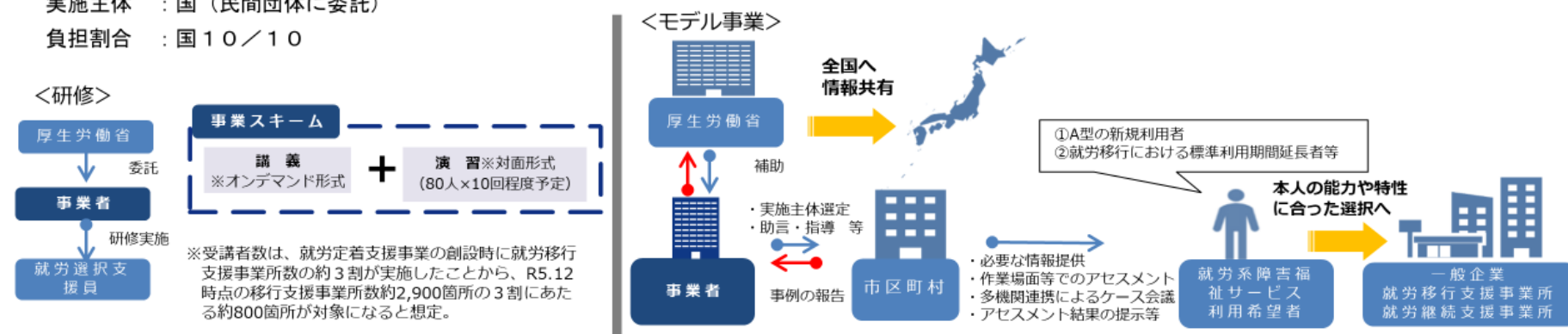
③ 施策の概要

- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始される。
- 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっているところ、令和7年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が実施主体となって研修を実施する。
- また、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援A型の新規利用者、②就労移行支援事業における標準利用期間延長者を中心に、アセスメントや就労に関する情報提供などの支援、多機関連携の在り方など各地域の実情に応じた効果的な支援の実施方法等に関して、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体：国（民間団体に委託）

負担割合：国10/10



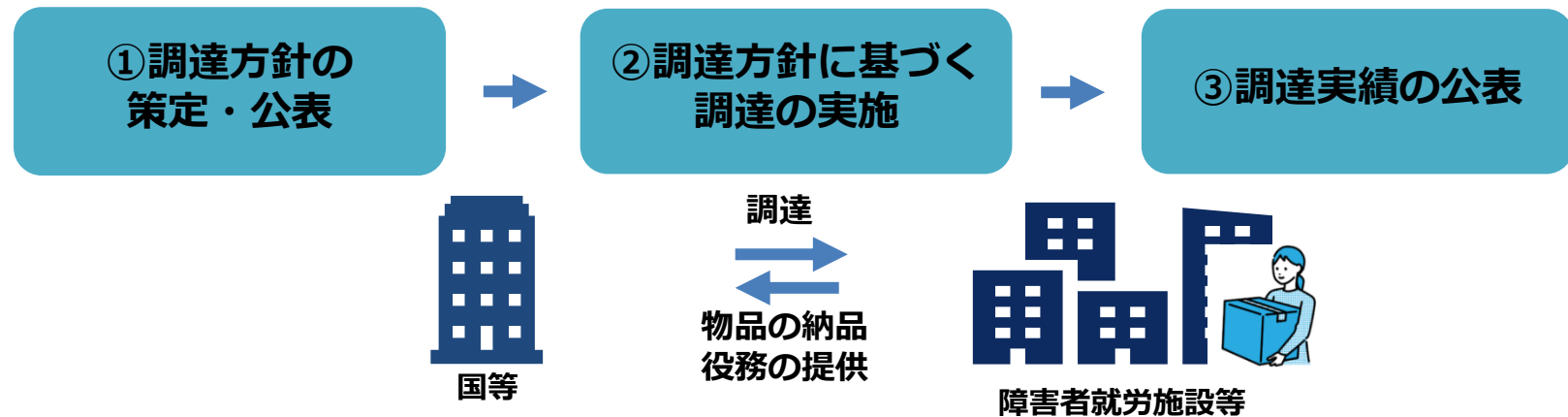
⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業を実施することにより、就労を希望する障害者が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることができ、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

1. 障害者の就労支援について
2. 就労選択支援の概要
- 3. 参考**

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組

- 国等は、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、障害者優先調達推進法（※）に基づき、毎年度、次の取組を実施。（※平成25年4月1日施行（平成24年6月20日成立（議員立法）））
- ① 調達目標を含む毎年度の調達方針を策定し、公表
 - ② 調達方針に基づき、物品等の調達
 - ③ 年度終了後、調達実績を公表



調達内容の一例

<役務>

- ・印刷（ポスター、チラシ、封筒等の印刷）
- ・クリーニング、清掃、施設管理
- ・情報処理（HP作成、文字起こし等）
- ・飲食店等の運営（売店、食堂等）

<物品>

- ・事務用品、書籍（筆記具、用紙、書籍等）
- ・農産物・食料品、飲料
- ・小物雑貨（記念品、木工、縫製、工芸、清掃用具、防災用品等）

主な障害者就労施設等

<就労継続支援事業所（A型・B型）>

企業での就労が困難な障害者に、働く場の提供等を行う障害福祉サービス事業所

<就労移行支援事業所>

企業への就労を希望する障害者に、必要な訓練等を行う障害福祉サービス事業所

<特例子会社>

障害者雇用に特別の配慮をし、一定基準を満たすものとして厚生労働大臣に認定された会社

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

- 調達実績のうち調達額は、約235億円で前年度比6.1%増（13.53億円増）となった。
- 国、都道府県、市町村、地方独立行政法人において前年度の実績額を上回った。

令和5年度調達機関別調達実績

	令和5年度		令和4年度		対前年度増減率	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
国	6,825件	13.54億円	5,953件	11.43億円	+14.6%	+18.4%
独立行政法人等	8,402件	19.31億円	7,890件	19.77億円	+6.5%	▲2.3%
都道府県	28,691件	36.29億円	28,308件	32.09億円	+1.4%	+13.1%
市町村	99,768件	162.08億円	90,872件	154.78億円	+9.8%	+4.7%
地方独立行政法人	2,202件	3.96億円	2,219件	3.58億円	▲0.8%	+10.6%
合計	145,888件	235.18億円	135,242件	221.65億円	+7.9%	+6.1%

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

都道府県による障害者就労施設等からの調達実績（令和５年度）前年度との比較

（単位：件（件数）、千円（調達額））

	令和５年度		令和４年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
北海道	343	110,700	348	105,834	▲ 5	4,866
青森県	82	30,562	119	24,989	▲ 37	5,573
岩手県	390	22,338	346	22,386	44	▲48
宮城県	965	50,413	977	45,140	▲ 12	5,273
秋田県	39	17,608	32	15,065	7	2,543
山形県	595	29,510	492	19,128	103	10,382
福島県	160	28,502	185	28,882	▲ 25	▲381
茨城県	466	41,638	413	39,376	53	2,262
栃木県	357	40,065	406	42,723	▲ 49	▲2,658
群馬県	1,087	36,702	1,020	33,755	67	2,947
埼玉県	488	108,535	500	108,648	▲ 12	▲113
千葉県	232	27,075	237	22,781	▲ 5	4,294
東京都	840	925,376	878	575,913	▲ 38	349,463
神奈川県	973	175,614	958	160,296	15	15,319
新潟県	574	31,693	860	116,181	▲ 286	▲84,488
富山県	843	16,844	862	15,200	▲ 19	1,644
石川県	115	10,010	128	11,206	▲ 13	▲1,195
福井県	92	15,675	114	16,432	▲ 22	▲757
山梨県	239	22,114	230	20,173	9	1,940
長野県	890	59,512	814	59,147	76	365
岐阜県	515	96,312	520	91,021	▲ 5	5,292
静岡県	1,269	74,213	1,195	74,397	74	▲183
愛知県	182	17,512	205	16,588	▲ 23	924
三重県	408	42,070	426	39,634	▲ 18	2,437

	令和５年度		令和４年度		前年度比較	
	件数	調達額	件数	調達額	件数	調達額
滋賀県	547	30,298	555	32,067	▲ 8	▲1,769
京都府	191	66,584	182	70,234	9	▲3,650
大阪府	677	231,429	627	202,801	50	28,628
兵庫県	653	41,187	686	49,085	▲ 33	▲7,899
奈良県	107	38,034	99	37,176	8	858
和歌山県	102	46,100	119	43,921	▲ 17	2,179
鳥取県	841	23,368	841	21,769	0	1,598
島根県	578	39,435	584	40,673	▲ 6	▲1,237
岡山県	291	19,531	283	25,647	8	▲6,116
広島県	1,240	33,346	1,209	37,342	31	▲3,996
山口県	171	26,340	188	24,529	▲ 17	1,811
徳島県	785	177,505	770	122,375	15	55,130
香川県	804	27,802	703	25,646	101	2,156
愛媛県	434	33,942	381	22,172	53	56,114
高知県	878	33,681	912	30,377	▲ 34	3,304
福岡県	1,584	290,055	1,328	259,494	256	30,561
佐賀県	1,476	55,068	1,340	46,846	136	8,222
長崎県	175	26,944	167	28,850	8	▲1,906
熊本県	276	37,915	304	31,532	▲ 28	6,383
大分県	431	87,566	441	76,186	▲ 10	11,380
宮崎県	84	127,895	111	162,156	▲ 27	▲34,261
鹿児島県	4,146	51,716	4,126	43,393	20	8,323
沖縄県	76	52,693	87	69,363	▲ 11	▲16,670
合計	28,691	3,629,027	28,308	3,208,530	383	420,497

注１ 四捨五入の関係で合計や前年度比の調達額が合わないところがある。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

令和5年度障害者就労施設等との調達の内訳（都道府県分）

- 令和5年度の調達実績の合計：（件数）28,691件 （金額） 36.29億円
- 合計に占める割合について、調達件数においては物品が約3割、役務が約7割であり、調達額においては物品が約3割、役務が約7割。
- 調達額において、品目としては、印刷（役務）と清掃・施設管理（役務）の金額が大きく、この2品目で全体の約4割。

種類	件数		前年度比較	調達額		前年度比較
		合計に占める割合			合計に占める割合	
物品	61,399 件 (52,290 件)	61.5% (57.5%)	9,109件 +17.4%	2,732,573 千円 (2,741,502 千円)	16.9% (17.7%)	▲8,928 千円 ▲0.3%
事務用品・書籍	7,181 件 (7,573 件)	7.2% (8.3%)	▲392件 ▲5.2%	264,038 千円 (295,272 千円)	1.6% (1.9%)	▲31,235 千円 ▲10.6%
食料品・飲料	34,844 件 (23,943 件)	34.9% (26.3%)	10,901件 +45.5%	742,686 千円 (754,358 千円)	22.6% (4.9%)	▲11,672 千円 ▲1.5%
小物雑貨	12,339 件 (13,742 件)	12.4% (15.1%)	▲1403件 ▲10.2%	883,755 千円 (917,686 千円)	5.5% (5.9%)	▲33,931 千円 ▲3.7%
その他の物品	7,035 件 (7,032 件)	7.1% (7.7%)	3件 +0.0%	842,095 千円 (774,185 千円)	5.2% (5.0%)	67,910 千円 +8.8%
役務	38,369 件 (38,582 件)	38.5% (42.5%)	▲213件 ▲0.6%	13,474,987 千円 (12,736,523 千円)	83.1% (82.3%)	738,464 千円 +5.8%
印刷	9,701 件 (9,382 件)	9.7% (10.3%)	319件 +3.4%	1,519,478 千円 (1,342,143 千円)	9.4% (8.7%)	177,335 千円 +13.2%
クリーニング	2,956 件 (2,562 件)	3.0% (2.8%)	394件 +15.4%	413,494 千円 (358,894 千円)	2.6% (2.3%)	54,601 千円 +15.2%
清掃・施設管理	13,647 件 (13,349 件)	13.7% (14.7%)	298件 +2.2%	6,348,512 千円 (6,142,697 千円)	39.2% (39.7%)	205,815 千円 +3.4%
情報処理・テープ起こし	579 件 (578 件)	0.6% (0.6%)	1件 +0.2%	275,333 千円 (203,380 千円)	1.7% (1.3%)	71,953 千円 +35.4%
飲食店等の運営	69 件 (115 件)	0.1% (0.1%)	▲46件 ▲40.0%	48,961 千円 (51,884 千円)	0.3% (0.3%)	▲2,923 千円 ▲5.6%
その他の役務	11,417 件 (12,596 件)	11.4% (13.9%)	▲1179件 ▲9.4%	4,869,209 千円 (4,637,525 千円)	30.0% (30.0%)	231,684 千円 +5.0%
合計	99,768 件 (90,872 件)	100.0% (100.0%)	8,896件 +9.8%	16,207,560 千円 (15,478,024 千円)	100.0% (100.0%)	729,536 千円 +4.7%

注1 四捨五入の関係で合計や前年度比の契約額が合わないところがある。

注2 括弧内に令和4年度実績を記載している。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

工賃向上計画支援等事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算額 5.8億円（5.8億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 就労継続支援事業は、利用者の経済的自立を促す観点から、指定基準において、賃金（工賃）の水準を高めることとされており、令和6年度報酬改定において、A型事業所は生産活動収支が賃金総額を上回る場合には加点、下回る場合は減点とし、B型事業所については、平均工賃月額が高い区分について報酬単価の引き上げを行うといった見直しを行った。
- 賃金（工賃）向上に向けた経営改善を図るためには、正しい就労支援事業会計の理解に基づいた目標設定（黒字化するための生産高の把握）や事業計画の立案、生産活動内容及び原価等の見直し、作業工程の改善等を行うことが重要となる。
- 都道府県において、事業所に対して就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口設置等にかかる費用について補助を行う。

2 事業の概要

(1)基本事業(補助率:1/2)

①工賃等向上事業

1.経営力育成支援

- 事業所等の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

2.品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

3.事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入及びICT機器の活用や知識向上のための研修等の実施

4.販路開拓・広報支援

- 商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施
- 事業所の製品を販売するオンラインショップや地域の事業所・共同受注窓口に関する情報提供機能等を盛り込んだポータルサイトの開設・運営等、事業所の製品等に係る広報・情報提供事業をオンラインにて実施

5.就労支援事業会計の管理・経営改善支援事業

- 事業所等における適切な会計管理の徹底や、就労支援事業会計に基づいた経営改善計画の策定及びその確実な実行に向けた会計士等の就労支援事業会計に関する専門家の派遣、都道府県における就労支援事業会計に関する相談窓口の設置等の実施

②在宅就業マッチング支援等事業

- 在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制の構築や販路開拓等を行うことにより、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制の構築を支援

③共同受注窓口の機能強化事業

- 関係者による協議体の設置により共同受注窓口の機能を強化することで、都道府県域を越えた受発注も含めた、企業等と障害者就労施設等との受発注のマッチングを促進し、障害者就労施設等に対する官公需や民需の増進を図ることに加え、農福連携に係る共同受注窓口の取組を行うことを支援する。

(2)特別事業(補助率:1/2)

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業・林業・水産業等に係る技術指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援
- 障害福祉分野と農業分野の関係者の相互理解促進
- 農業等生産者と障害者就労施設とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2

農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト（工賃向上計画支援等事業特別事業）

令和7年度当初予算額 2.1億円（2.1億円） ※（）内は前年度当初予算額

事業の趣旨

農業・林業・水産業等の分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業等の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。また、過疎地域における取組を後押しする。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

○農業等の専門家派遣による6次産業化の推進

農業等に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対する技術指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業等に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。（ブロック単位でも開催可）

○意識啓発等 農業等に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチングから事業実施までの支援

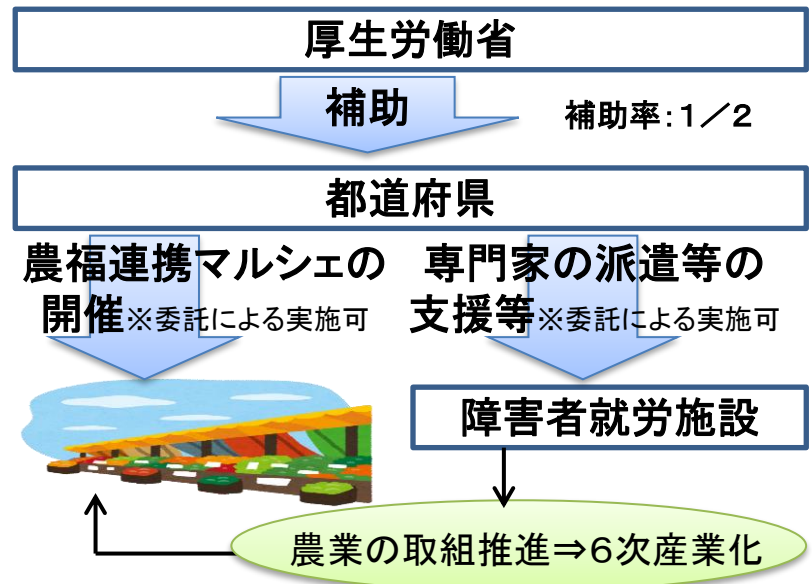
伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助する。

※過疎地域における取組を優先的に補助。

○障害福祉分野と農業等の分野の関係者の相互理解促進

障害者就労支援施設等の支援員や農業者等の相互理解が進むように、相互の事業所の訪問や農業体験会等を実施する経費を補助する。

＜事業のスキーム＞



雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

令和7年度当初予算額 7.7億円（7.7億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

重度障害者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、職場等における介助や通勤の支援を実施する。

2 事業の概要

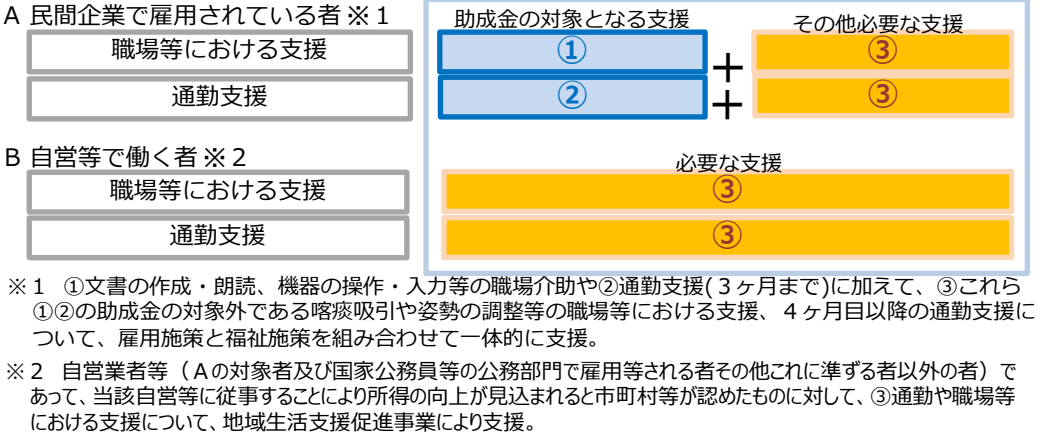
重度障害者等の通勤や職場等における支援について、企業が障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても支援が充分ではない場合や、重度障害者等が自営業者として働く場合等で、自治体が必要と認めた場合に支援を行う。 **また、事業実施市町村において、JEED（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構）との連携・調整や企業向けの説明会、重度障害者等に対するHPやリーフレット等を活用した周知・広報等に新たに取り組み、さらなる利用人数の増加を図る。【拡充】**

これらを通じて、これから新たに就労を希望する方を含めて、重度障害者等に対する職場や通勤等における支援の推進を強化する。

- ※ 支援対象となる重度障害者等は、重度訪問介護、同行援護又は行動援護のサービスを利用している者。
- ※ 自治体が必要性を判断するに当たっては、障害者本人の状況や事業主の企業規模等を勘案する。

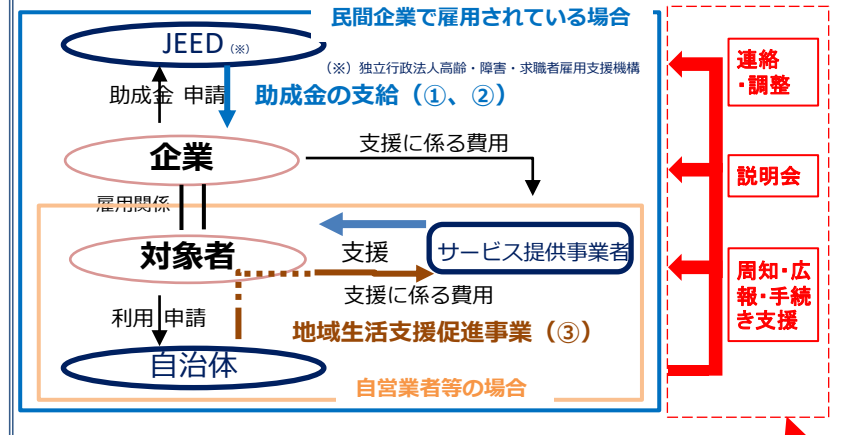
3 スキーム

<連携のイメージ>



- ①：重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）、②：重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- ③：雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

<事業スキーム>



拡充

4 実施主体等

- ◆ 実施主体：市区町村
- ◆ 補助率：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

令和2年10月から、通勤や職場等における支援に取り組む意欲的な企業や自治体を支援するため、雇用施策と福祉施策が連携し、重度障害者等に対する通勤や職場等における支援を実施

対象者

以下の①、②の要件を満たす者

- ①重度訪問介護、同行援護、行動援護の利用者
- ②民間企業で雇用されている者 又は 自営等で働く者

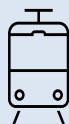
事業内容

- ・地域生活支援促進事業を利用する雇用障害者のために職場介助者・通勤援助者を委嘱（重度訪問介護等事業者に委嘱した場合に限る。）した企業に対し、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において、その費用の一部を助成（雇用施策：障害者雇用納付金制度に基づく助成金）
- ・自営等や企業で働く重度障害者等に対して、市町村から重度訪問介護等事業者を通じ、通勤や職場等における支援を実施（福祉施策：地域生活支援促進事業）

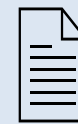
雇用 施策

(J E E D)
助成金に
よる支援

通勤中の介助
(3か月目まで)



業務に関連する介助
(機器の操作・入力、文書の作成・朗読等)



※自営・請負等の方は、JEED助成金の対象外であるため、通勤中の介助、職場等における支援及び業務に関連する介助の支援を特別事業により受けられます。

福祉 施策

(市区町村)
地域生活支援
促進事業に
よる支援

通勤中の介助
(4か月目以降※)



職場等における支援
(食事・排泄の介助、姿勢の調整、喀痰吸引等)



※企業に雇用される事業利用で、事業主がJEEDの助成金を利用する場合

重度障害者等に対する通勤や職場等における支援（実績）

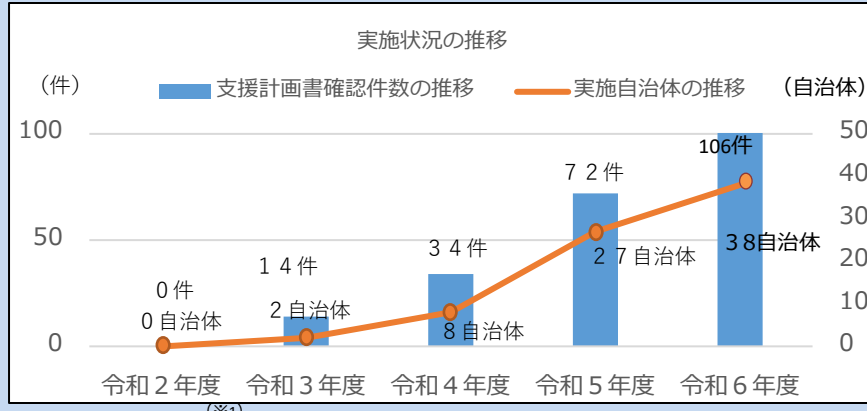
雇用施策

① 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

支援計画書確認 38自治体、106件（支援計画書確認件数）

（令和7年3月31日時点）



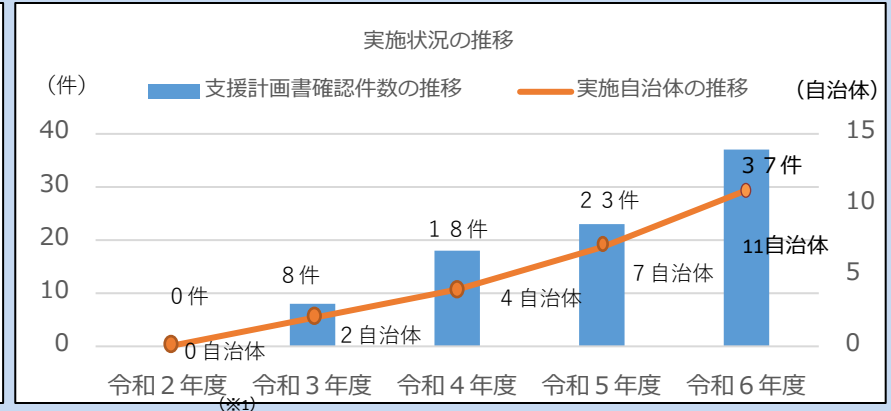
※1 令和2年10月1日より事業実施 ※ 支援実施年度に対応した実績

② 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

（障害者雇用納付金制度に基づく助成金）

支援計画書確認 11自治体、37件（支援計画書確認件数）

（令和7年3月31日時点）

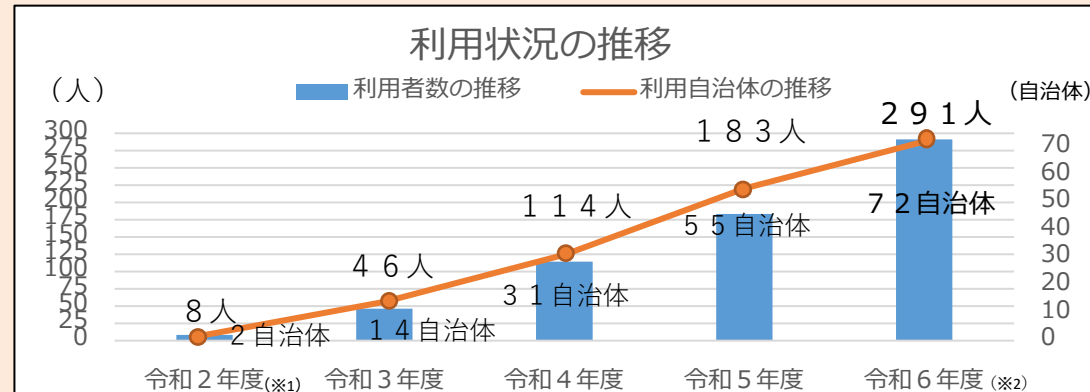


③ 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業（地域生活支援促進事業）

実績あり自治体 72自治体、利用者数 291人（雇用148人、自営等143人）

（※協議自治体 102自治体）

（令和7年3月31日時点）



※1 令和2年10月1日より事業実施 ※2 令和7年3月31日時点 ※ 支援実施年度に対応した実績

福祉施策

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業内示自治体（令和6年度）

都道府県	自治体数	市区町村名	都道府県	自治体数	市区町村名
北海道	3	札幌市、函館市、北見市	滋賀県	3	彦根市、草津市、野洲市
青森県			京都府	4	京都市、亀岡市、長岡京市、南丹市
岩手県			大阪府	12	大阪市、堺市、吹田市、高槻市、枚方市、豊中市、東大阪市、泉大津市、和泉市、箕面市、富田林市、池田市
宮城県	1	仙台市	兵庫県	6	神戸市、姫路市、伊丹市、加古川市、淡路市、播磨町
秋田県			奈良県	1	奈良市
山形県	3	鶴岡市、長井市、西川町	和歌山県	1	和歌山市
福島県	1	郡山市	鳥取県	1	境港市
茨城県	2	水戸市、つくば市	島根県	1	松江市
栃木県	1	宇都宮市	岡山県	2	岡山市、備前市
群馬県			広島県	1	広島市
埼玉県	3	さいたま市、桶川市、鶴ヶ島市	山口県	2	下関市、宇部市
千葉県	4	千葉市、船橋市、浦安市、佐倉市	徳島県	1	徳島市
東京都	17	港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、世田谷区、中野区、杉並区、北区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、国分寺市、稲城市	香川県	3	観音寺市、坂出市、三木町
神奈川県	3	横浜市、川崎市、藤沢市	愛媛県		
新潟県	1	新潟市	高知県	1	高知市
富山県			福岡県	4	福岡市、北九州市、筑前町、岡垣町
石川県			佐賀県		
福井県	1	鯖江市	長崎県		
山梨県			熊本県	1	熊本市
長野県	2	長野市、上田市	大分県	3	大分市、別府市、由布市
岐阜県	4	岐阜市、岐南町、大垣市、高山市	宮崎県	1	宮崎市
静岡県	3	静岡市、浜松市、伊豆市	鹿児島県		
愛知県	3	名古屋市、安城市、小牧市	沖縄県	1	南風原町
三重県	1	四日市市	合計	102	実施要綱作成済：98自治体 実施準備中：4自治体

【凡例】太字：実施要綱作成済 細字：要綱等整備中 赤字：指定都市・東京23区 青字：中核市（令和7年3月31日時点）

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和7年3月31日）								
	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
1	北海道	札幌市	28	15	13	18	10	0
2		函館市	4	2	2	2	2	0
3		北見市	2	0	2	0	2	0
4	宮城県	仙台市	1	1	0	0	1	0
5	山形県	鶴岡市	0	0	0	0	0	0
6		長井市	1	1	0	1	0	0
7		西川町	1	1	0	0	1	0
8	福島県	郡山市	1	1	0	1	0	0
9	茨城県	水戸市	2	1	1	2	0	0
10		つくば市	2	1	1	2	0	0
11	栃木県	宇都宮市	10	0	10	2	8	0
12	埼玉県	さいたま市	12	11	1	12	0	0
13		桶川市	0	0	0	0	0	0
14		鶴ヶ島市	0	0	0	0	0	0
15	千葉県	千葉市	2	2	0	2	0	0
16		船橋市	2	2	0	2	0	0
17		浦安市	1	1	0	1	0	0
18		佐倉市	0	0	0	0	0	0
19	東京都	港区	0	0	0	0	0	0
20		文京区	3	0	3	0	3	0
21		台東区	1	0	1	0	1	0
22		墨田区	0	0	0	0	0	0
23		江東区	3	1	2	2	1	0
24		品川区	6	1	5	1	5	0
25		目黒区	2	1	1	1	1	0
26		世田谷区	7	5	2	4	3	0
27		中野区	1	1	0	1	0	0
28		杉並区	8	5	3	3	5	0
29		北区	4	0	4	1	3	0
30		練馬区	1	1	0	1	0	0
31		足立区	5	2	3	0	5	0
32		葛飾区	1	0	1	0	1	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和7年3月31日）								
	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
33	東京都	江戸川区	4	3	1	3	1	0
34		国分寺市	1	1	0	1	0	0
35		稲城市	1	1	0	1	0	0
36	神奈川県	横浜市	2	1	1	1	1	0
37		川崎市	4	2	2	2	2	0
38		藤沢市	0	0	0	0	0	0
39	新潟県	新潟市	1	0	1	1	0	0
40	福井県	鯖江市	1	1	0	1	0	0
41	長野県	長野市	0	0	0	0	0	0
42		上田市	1	0	1	1	0	0
43	岐阜県	岐阜市	4	1	3	4	0	0
44		岐南町	0	0	0	0	0	0
45		大垣市	0	0	0	0	0	0
46		高山市	1	0	1	0	1	0
47	静岡県	静岡市	3	0	3	2	1	0
48		浜松市	0	0	0	0	0	0
49		伊豆市	1	1	0	1	0	0
50	愛知県	名古屋市	8	2	6	4	4	0
51		安城市	2	1	1	2	0	0
52		小牧市	0	0	0	0	0	0
53	三重県	四日市市	2	2	0	2	0	0
54	滋賀県	草津市	1	1	0	1	0	0
55		野洲市	0	0	0	0	0	0
56		彦根市	1	1	0	1	0	0
57	京都府	京都市	21	11	10	11	10	0
58		亀岡市	0	0	0	0	0	0
59		長岡京市	2	0	2	0	2	0
60		南丹市	0	0	0	0	0	0
61	大阪府	大阪市	50	32	18	38	12	0
62		堺市	4	1	3	0	4	0
63		豊中市	2	0	2	1	1	0
64		吹田市	0	0	0	0	0	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和7年3月31日）								
	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
65	大阪府	高槻市	1	1	0	1	0	0
66		枚方市	1	0	1	1	0	0
67		東大阪市	2	0	2	0	2	0
68		泉大津市	3	2	1	3	0	0
69		和泉市	0	0	0	0	0	0
70		箕面市	1	1	0	1	0	0
71		富田林市	0	0	0	0	0	0
72		池田市	1	1	0	0	1	0
73	兵庫県	神戸市	15	6	9	3	12	0
74		姫路市	2	2	0	2	0	0
75		伊丹市	1	0	1	1	0	0
76		加古川市	2	1	1	2	0	0
77		淡路市	2	0	2	0	2	0
78		播磨町	0	0	0	0	0	0
79	奈良県	奈良市	0	0	0	0	0	0
80	和歌山県	和歌山市	0	0	0	0	0	0
81	鳥取県	境港市	1	1	0	1	0	0
82	島根県	松江市	2	1	1	2	0	0
83	岡山県	岡山市	0	0	0	0	0	0
84		備前市	0	0	0	0	0	0
85	広島県	広島市	4	2	2	4	0	0
86	山口県	下関市	2	1	1	2	0	0
87		宇部市	0	0	0	0	0	0
88	徳島県	徳島市	0	0	0	0	0	0
89	香川県	観音寺市	2	0	2	2	0	0
90		坂出市	0	0	0	0	0	0
91		三木町	0	0	0	0	0	0
92	高知県	高知市	0	0	0	0	0	0
93	福岡県	北九州市	3	1	2	3	0	0
94		福岡市	0	0	0	0	0	0
95		筑前町	1	0	1	1	0	0
96		岡垣町	0	0	0	0	0	0

雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業実施状況（令和7年3月31日）

	都道府県	市区町村名	実施人数	就業形態		支援内容		
				雇用	自営等	重度訪問介護	同行援護	行動援護
97	熊本県	熊本市	2	2	0	2	0	0
98	大分県	大分市	5	3	2	1	4	0
99		別府市	6	4	2	4	2	0
100		由布市	1	0	1	0	1	0
101	宮崎県	宮崎市	1	1	0	1	0	0
102	沖縄県	南風原町	2	0	2	0	2	0
合計			291	148	143	174	117	0
協議自治体数：102自治体 （実績あり：72自治体）								

障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）

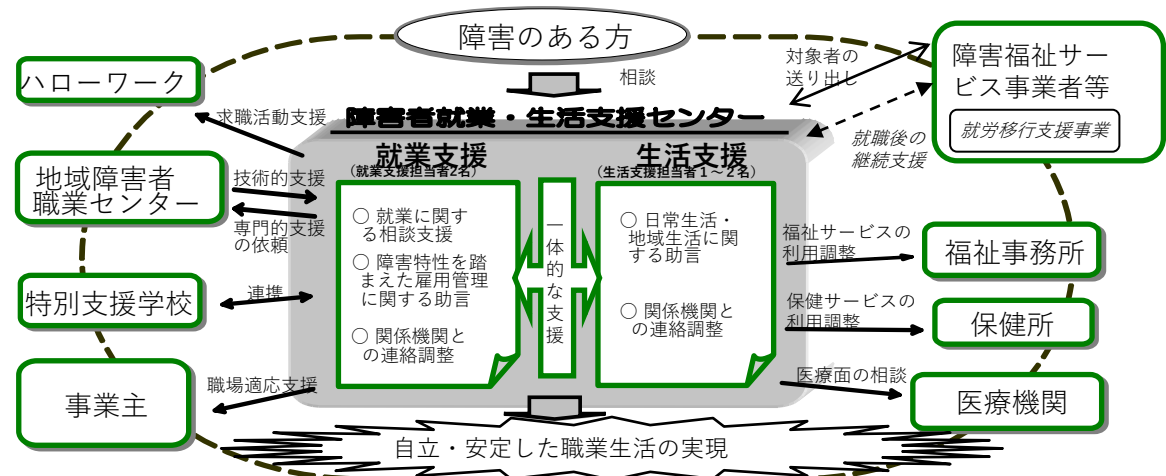
令和7年度当初予算額 7.9億円（7.9億円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 障害者の就業に伴う生活面の支援を必要とする障害者を支援するため、障害者就業・生活支援センターに生活支援を専門に担当する職員（生活支援担当職員）を配置し、障害者の職業生活における自立を図る。

2 事業の概要

- 障害者就業・生活支援センターでは、就業支援担当者と生活支援担当者が連携し、障害者の就労定着に向けた支援を行っている。
- 支援対象障害者数（登録者数）は223,532人（令和5年度）となっており、単純計算すると1センターあたり約660人の登録者数となっている。



設置箇所数 ※令和6年4月現在	支援対象障害者数 (登録者数) ※令和5年度	相談・支援件数 (障害者) ※延べ件数	相談・支援件数 (事業主) ※延べ件数	就職件数 ※令和4年度	職場定着率 (就職後1年経過時点)
338箇所	223,532人	1,276,210件	468,661件	15,979件	78.8%

3 実施主体等

◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1／2、都道府県1／2

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業)

令和6年度補正予算額 3.1億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3044、3389)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

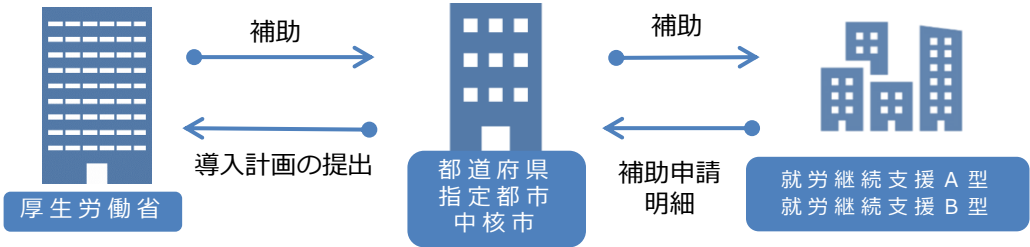
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設における経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
 - 障害者就労施設における、障害者が従事することができる業務範囲の拡大や、従事する作業の効率化を図るため、ICT機器や工作機械・治具、その他効率化するために必要となる機械の導入。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
補助事業者 : 社会福祉法人等の民間団体
負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、事業者 1 / 4



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、ICT機器等の作業の効率化を図る機器の導入を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
（就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業）

令和6年度補正予算額 2.9億円

障害保健福祉部
障害福祉課
（内線3044、3389）

① 施策の目的

就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

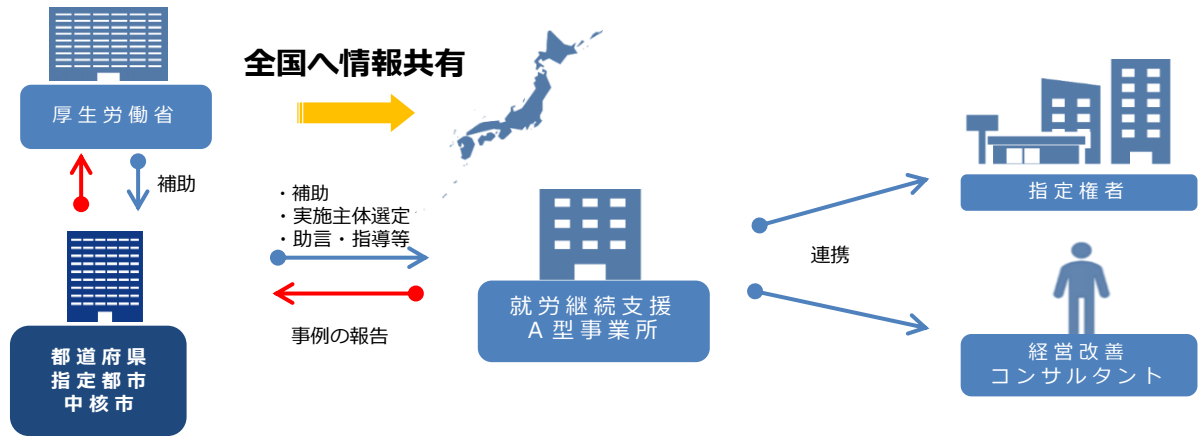
I	II	III
○		

③ 施策の概要

直近の生産活動収支が赤字であるA型事業所に対して、生産設備の導入に加え、指定権者である自治体との連携や経営改善コンサルタントによる各種分析・業務開拓等を併せて実施することにより、赤字から黒字へ転換するノウハウを収集し、横展開するモデル事業を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市
補助事業者：社会福祉法人等の民間団体
負担割合：国10／10



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する。

施策名:障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策
(障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業)

令和6年度補正予算額 3.2億円

障害保健福祉部
障害福祉課
(内線3044、3389)

① 施策の目的

就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援する。

② 対策の柱との関係

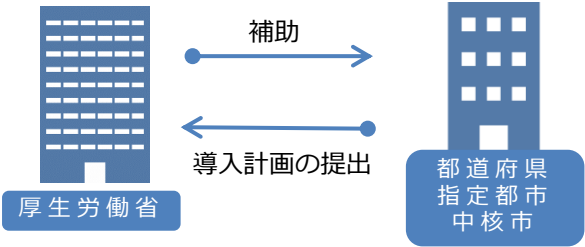
I	II	III
○		

③ 施策の概要

- 障害者就労施設の経営改善を図るため、以下の取組に対して支援を行う。
障害者就労施設に実効性のある経営改善計画の策定等に向けて、都道府県等において、
 - 事業所に対する就労支援事業会計に関する専門家派遣や相談窓口の設置
 - 事業所から提出される指定申請や事業計画書について経営面から精査・助言する専門家の活用を実施。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

実施主体 : 都道府県・指定都市・中核市
負担割合 : 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害者就労施設において、経営改善に向けた相談窓口の設置等を支援することにより、事業所の経営改善を推進する。

施策名：農福連携プラス推進モデル事業

① 施策の目的

- 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等を一括的に支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野についても取組を広げる。

② 対策の柱との関係

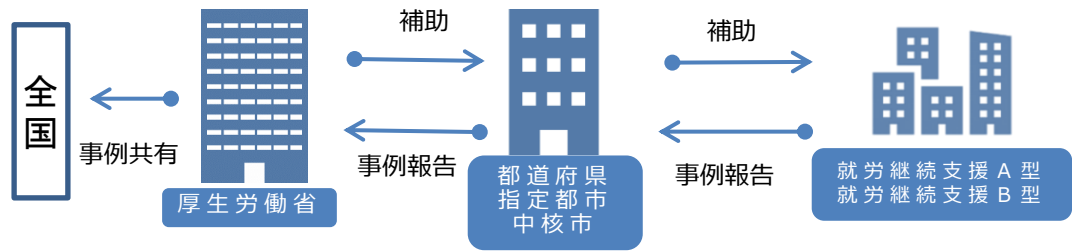
I	II	III
		○

③ 施策の概要

- 農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、農福連携等に取り組む障害者就労施設に対して、マッチング、立ち上げ支援（機器等導入・初期運用支援）に係る費用を一括的に支援するとともに、コーディネーターが伴走することで、より効果的な事業実施・検証・事例報告までを一気通貫したモデル事業を行う。
- モデル事例の報告を受け、全国へ事例の共有を行い、農業以外の分野も含めた障害者の就労支援の取組を推進する。
- ※ この事業の実施に限り、農林水産省の補助金は活用できないスキームとする。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県・指定都市・中核市
補助事業者：社会福祉法人等の民間団体
負担割合：国10／10



【補助内容】
林業、漁業等とのマッチングに係る費用
機器等導入や初期運用支援など立ち上げ支援に係る費用

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等の一括的な支援を行い、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野においても農福連携の取組を広げる。